

目次

第1部	本通達の趣旨	1
第2部	一般社団法人	2
第1	設立	2
1	設立の手續	2
2	設立の登記の手續	4
第2	機関	6
1	機関設計	6
2	社員総会	7
3	理事及び代表理事	8
4	理事会	12
5	監事	15
6	会計監査人	16
7	役員等の損害賠償責任	19
第3	解散及び清算	21
1	解散	21
2	清算	23
3	清算の終了	28
第4	その他	28
1	計算書類の公告	28
2	定款の変更	29
3	事業の譲渡	29
第3部	一般財団法人	29
第1	設立	29
1	設立の手續	29
2	設立の登記の手續	31
第2	機関	33
1	機関設計	33
2	評議員	34
3	評議員会	35
4	理事及び代表理事	36
5	理事会	38
6	監事	39
7	会計監査人	40
8	役員等の損害賠償責任	43

第3	解散及び清算	45
1	解散	45
2	清算	47
3	清算の終了	52
第4	その他	52
1	計算書類の公告	52
2	定款の変更	53
3	事業の譲渡	53
第4部	合併	53
第1	合併の手續	53
1	当事法人	53
2	吸収合併の手續	54
3	新設合併の手續	55
第2	合併の登記の手續	55
1	吸収合併の登記	56
2	新設合併の登記	57
第5部	公益法人	58
第1	公益認定	58
1	公益認定の手續	58
2	公益認定による名称の変更の登記の手續	58
第2	公益法人に関する規律	58
1	名称使用制限	58
2	変更の認定	59
3	合併による地位の承継の認可	59
第3	公益認定の取消し	59
第6部	中間法人に関する経過措置	59
第1	有限責任中間法人に関する経過措置	59
1	旧有限責任中間法人の存続等	59
2	一般社団法人に関する法人法の規定の特則及び経過措置	60
3	名称の変更	62
第2	無限責任中間法人に関する経過措置	62
1	旧無限責任中間法人の存続等	62
2	一般社団法人に関する法人法の規定の特則及び経過措置	63
3	名称の変更による通常の一般社団法人への移行	63
4	移行期間の満了による解散	65

第7部	民法法人に関する経過措置	65
第1	旧民法法人の存続等	65
第2	特例民法法人に関する経過措置及び法人法の特則	66
1	定款の記載事項	66
2	登記すべき事項	67
3	名称使用制限	68
4	機関	68
5	解散及び清算	69
6	合併	70
7	その他	73
第3	公益法人への移行	74
1	移行の手続	74
2	移行の登記の手続	74
3	認定の取消し	76
第4	通常的一般社団法人又は一般財団法人への移行	76
1	移行の手続	76
2	移行の登記の手続	76
3	認可の取消し	77
第5	移行期間の満了による解散	77

法務省民商第2351号

平成20年9月1日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通達）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成19年政令第38号）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する政令（平成19年政令第39号）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号。以下「施行規則」という。）、一般社団法人等登記規則（平成20年法務省令第48号。以下「登記規則」という。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成20年法務省令第49号。以下「整備省令」という。）が本年12月1日から施行されますが、これに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「商登規」とあるのは商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）を、「登税法」とあるのは登録免許税法（昭和42年法律第35号）をいい、特に改正前の法律を引用するときは、「旧」の文字を冠することとします。

記

第1部 本通達の趣旨

本通達は、法人法等の施行に伴い、一般社団法人（設立、機関、解散及び清算、その

他)、一般財団法人(設立、機関、解散及び清算、その他)、合併、公益法人、中間法人に関する経過措置及び民法法人に関する経過措置について、登記事務処理上留意すべき事項を明らかにしたものである。

なお、法人法の規定による登記に関する登記記録例は、別に定めるところによるものとする。

第2部 一般社団法人

第1 設立

1 設立の手續

(1) 定款の作成

一般社団法人を設立するには、その社員になろうとする者(設立時社員。法人法第10条第1項)が、共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印(定款が電磁的記録をもって作成されているときは、電子署名)をしなければならないとされた(法人法第10条、施行規則第90条)。

この定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じないとされた(法人法第13条)。

(2) 定款の記載又は記録事項

定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならないとされた(法人法第11条第1項)。

ア 目的

イ 名称

ウ 主たる事務所の所在地

エ 設立時社員の氏名又は名称及び住所

オ 社員の資格の得喪に関する規定

カ 公告方法

キ 事業年度

社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しないとされた(法人法第11条第2項)。

また、アからキまでに掲げる事項のほか、一般社団法人の定款には、法人法の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項で法人法の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる(法人法第12条)。

(3) 名称

一般社団法人は、その名称中に一般社団法人という文字を用いなければならないが、また、一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないとされた(法人法第5条第1項、第2項)。

一般社団法人でない者は、その名称又は商号中に、一般社団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないとされた（法人法第6条）。

なお、一般社団法人が商人である場合には、当該一般社団法人について商法第16条から第18条までの規定が適用される（法人法第9条参照）。

(4) 同一の所在場所における同一の名称の登記の禁止

一般社団法人の名称の登記は、その名称が他の一般社団法人の既に登記した名称と同一であり、かつ、その主たる事務所の所在場所が当該他の一般社団法人に係る主たる事務所の所在場所と同一であるときは、することができないとされた（法人法第330条、商登法第27条）。

(5) 公告方法

一般社団法人は、公告方法として、①官報に掲載する方法、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法、③電子公告又は④当該一般社団法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法のいずれかの方法を定款に定めなければならないとされた（法人法第11条第1項第6号、第331条第1項、施行規則第88条第1項）。

なお、③の方法により公告する場合の公告期間は法人法第332条に定めるところにより、④の方法により公告する場合の公告期間は施行規則第88条第2項に定めるところによる。

(6) 設立時理事等の選任

一般社団法人の設立時理事について、定款でこれを定めなかったときは、設立時社員は、公証人による定款の認証の後遅滞なく、その選任をしなければならないとされた（法人法第15条第1項）。設立時社員による設立時理事の選任は、設立時社員の議決権の過半数をもって決定するとされた（法人法第17条第1項）。なお、この場合には、定款に別段の定めのある場合を除き、設立時社員は各1個の議決権を有するとされた（法人法第17条第2項）。

設立しようとする一般社団法人が監事設置一般社団法人（法人法第15条第2項第1号）又は会計監査人設置一般社団法人（同項第2号）である場合における設立時監事又は設立時会計監査人の選任についても、設立時理事の選任の場合と同様とされた（法人法第15条第2項、第17条）。

設立しようとする一般社団法人が理事会設置一般社団法人（法人法第16条第1項）である場合には、3人以上の設立時理事を選任し、設立時理事は、その過半数をもって、設立時理事の中から設立時代表理事を選定しなければならないとされた（法人法第16条第1項、第21条第1項、第3項）。

(7) 設立中の一般社団法人における業務執行の決定

設立中の一般社団法人における業務執行の決定は、原則として設立時社員が行

い、定款に別段の定めがない場合には、設立時理事は、理事会設置一般社団法人における設立時代表理事の選定その他法人法に規定がある事項に限り、その決定を行うこととなる。

したがって、一般社団法人の成立前は、定款記載の最小行政区画内における主たる事務所又は従たる事務所の具体的な所在場所の決定等は、定款に別段の定めがない限り、設立時社員の議決権の過半数によって行うべきこととなる。

2 設立の登記の手続

(1) 登記期間

一般社団法人の設立の登記は、主たる事務所の所在地においては法人法第20条第1項の規定による設立時理事等の調査が終了した日又は設立時社員が定めた日のいずれか遅い日から2週間以内に、従たる事務所の所在地においては主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から2週間以内にしなければならないとされた（法人法第301条第1項、第312条第1項第1号）。

(2) 登記すべき事項

ア 主たる事務所の所在地において登記すべき事項は、次のとおりとされた（法人法第301条第2項）。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

(エ) 存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

(オ) 理事の氏名

(カ) 代表理事の氏名及び住所

(キ) 理事会設置一般社団法人であるときは、その旨

(ク) 監事設置一般社団法人であるときは、その旨及び監事の氏名

(ケ) 会計監査人設置一般社団法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称

(コ) 一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称

(サ) 理事、監事又は会計監査人の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め

(シ) 外部理事、外部監事又は会計監査人が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

(ス) (シ)の定款の定めが外部理事に関するものであるときは、理事のうち外部理事であるものについて、外部理事である旨

(セ) (シ)の定款の定めが外部監事に関するものであるときは、監事のうち外部監事であるものについて、外部監事である旨

(ウ) 貸借対照表を電磁的方法により開示するときは、貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの（施行規則第87条第1項第1号。具体的には、当該情報が掲載されているウェブページのアドレス）

(ク) 公告方法

(フ) 電子公告を公告方法とするときは、次に掲げる事項

a 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの（施行規則第87条第1項第2号。具体的には、当該情報が掲載されているウェブページのアドレス）

b 事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法について定款の定めがあるときは、その定め

イ 従たる事務所の所在地において登記すべき事項は、次のとおりとされた（法人法第312条第2項）。

(ア) 名称

(イ) 主たる事務所の所在場所

(ウ) 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

(3) 添付書面

主たる事務所の所在地における設立の登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面及び官庁の許可を要する場合のその許可書（法人法第330条，商登法第18条，第19条。これらの書面は、主たる事務所の所在地における申請については原則として妥当するため、以下、添付書面としての記載は省略する。）のほか、法令に別段の定めがある場合を除き、次の書面を添付しなければならないとされた（法人法第318条第2項）。

ア 定款

イ 設立時理事が設立時代表理事を選定したときは、これに関する書面

ウ 設立時理事，設立時監事及び設立時代表理事が就任を承諾したことを証する書面

エ ウの書面の設立時理事（設立しようとする一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合にあっては，設立時代表理事）の印鑑につき市区町村長の作成した証明書（登記規則3条，商登規第61条第2項，第3項）

オ 設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

(ア) 設立時会計監査人の選任に関する書面

(イ) 就任を承諾したことを証する書面

(ウ) 設立時会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

当該法人が登記された登記所に登記の申請をする場合において、当該法人の登記簿からその代表者の資格を確認することができるときは、添付を要しない（登記事項証明書が添付書面となる場合については原則として妥当するため、以下においては記載を省略する。）。

(エ) 設立時会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面

別紙の証明書をもって公認会計士であることを証する書面として取り扱って差し支えない。

カ 登記すべき事項につき設立時社員全員の同意又はある設立時社員の一致を要するときは、その同意又は一致があったことを証する書面（法人法第318条第3項）

例えば、次に掲げる場合には、設立時社員の議決権の過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

(ア) 設立時社員が設立時理事、設立時監事又は設立時会計監査人を選任したとき（法人法第17条第1項）。

(イ) 設立時社員が設立時の主たる事務所又は従たる事務所の所在場所等を定めたとき（1の(7)参照）。

なお、従たる事務所の所在地における設立の登記の申請書には、主たる事務所の所在地においてした登記を証する書面を添付すれば足りる（法人法第329条）。

(4) 登録免許税

設立の登記の登録免許税は、申請1件につき、主たる事務所の所在地においては6万円、従たる事務所の所在地においては9,000円である（登税法別表第一第24号（一）ロ、（二）イ）。

第2 機関

1 機関設計

(1) 一般社団法人の機関

一般社団法人には、社員総会のほか、1人又は2人以上の理事（理事会設置一般社団法人にあつては、3人以上の理事）を置かなければならず、また、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を置くことができるとされた（法人法第60条、第65条第3項）。

理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人は、監事を置かなければならないとされた（法人法第61条）。

大規模一般社団法人（最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額

の合計額が200億円以上である一般社団法人をいう。法人法第2条第2号)は、会計監査人を置かなければならないとされた(法人法第62条)。

(2) 機関設計の在り方と登記

(1)により、一般社団法人において採用することができる機関設計は、次の5通りとなる。

なお、理事会、監事又は会計監査人の設置状況(「理事会設置一般社団法人」等)は、登記すべき事項である(第1の2の(2)のア参照)。

ア 社員総会+理事

イ 社員総会+理事+監事

ウ 社員総会+理事+監事+会計監査人

エ 社員総会+理事+理事会+監事

オ 社員総会+理事+理事会+監事+会計監査人

2 社員総会

(1) 社員総会の権限

社員総会は、原則として、法人法に規定する事項及び一般社団法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議をすることができるが、理事会設置一般社団法人においては、法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる(法人法第35条第1項、第2項)。

なお、すべての一般社団法人について、社員総会は、社員に剰余金を分配する旨の決議をすることができないとされ(法人法第35条第3項)、法人法の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、社員総会以外の機関が決定することができる旨の定款の定めは、効力を有しないとされた(同条第4項)。

(2) 議決権

社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、各1個の議決権を有するとされた(法人法第48条第1項)。

(3) 決議要件

ア 普通決議

社員総会の決議は、イの社員総会及び定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行うとされた(法人法第49条第1項)。

イ 特別決議

次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならないとされた(法人法第49条第2

項)。

- (ア) 社員の除名（法人法第30条第1項）の社員総会
- (イ) 監事の解任（法人法第70条第1項）の社員総会
- (ウ) 理事，監事又は会計監査人の法人法第111条第1項の任務懈怠責任の一部免除（法人法第113条第1項）の社員総会
- (エ) 定款の変更（法人法第146条）の社員総会
- (オ) 事業の全部の譲渡（法人法第147条）の社員総会
- (カ) 解散（法人法第148条第3号）及び継続（法人法第150条）の社員総会
- (キ) 吸収合併契約の承認（法人法第247条，第251条第1項）及び新設合併契約の承認（法人法第257条）の社員総会

(4) 議事録

社員総会の議事については，出席した理事，監事又は会計監査人の氏名又は名称等を内容とする議事録を作成しなければならないとされた（法人法第57条第1項，施行規則第11条第3項）。

なお，議事録には，出席した理事等の署名又は記名押印は要しない。ただし，社員総会の決議によって代表理事（各自代表の理事を含む。）を定めた場合（法人法第77条第1項本文，第3項）における当該社員総会の議事録については，3の(2)のアの(イ)のeのとおり，原則として，議長及び出席した理事の記名押印を要する。

(5) 社員総会の決議の省略

理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において，当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすとされた（法人法第58条第1項）。また，社員総会の決議があったものとみなされた場合には，決議があったものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成するとされた（施行規則第11条第4項第1号）。

この場合には，当該議事録をもって，登記の申請書に添付すべき当該場合に該当することを証する書面（法人法第317条第3項）として取り扱って差し支えない。

3 理事及び代表理事

(1) 理事及び代表理事に関する規律

ア 一般社団法人の代表及び業務執行

(ア) 一般社団法人の代表

理事は，原則として，各自一般社団法人を代表するが，他に代表理事その

他一般社団法人を代表する者を定めた場合には、その余の理事は代表権を有しないとされた（法人法第77条第1項、第2項）。

なお、法人法では、各自代表の場合を含め、一般社団法人又は一般財団法人を代表する理事を「代表理事」というとされた（法人法第21条第1項、第162条第1項）。

理事会設置一般社団法人においては、理事会が代表理事の選定及び解職の職務を行うとされ（法人法第90条第2項第3号）、理事会は理事の中から代表理事を選定しなければならないとされた（同条第3項）。

(イ) 一般社団法人の業務執行

a 理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人

理事は、定款に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人の業務を執行するとされた（法人法第76条第1項）。

理事が2人以上ある場合には、一般社団法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数をもって決定するとされ、理事は、従たる事務所の設置その他の法人法第76条第3項各号に掲げる事項についての決定を各理事に委任することができないとされた（法人法第76条第2項、第3項）。

b 理事会設置一般社団法人

代表理事及び代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたものは、理事会設置一般社団法人の業務を執行するとされた（法人法第91条第1項）。

理事会設置一般社団法人の業務執行は、理事会において決定するとされ、理事会は、重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財、重要な使用人の選任及び解任、従たる事務所の設置その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができないとされた（法人法第90条第2項第1号、第4項）。

イ 選任

(ア) 理事の選任

理事は、社員総会の普通決議によって選任するとされた（法人法第63条第1項、第49条第1項）。

(イ) 代表理事の選定

理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人にあつては、他に代表理事その他一般社団法人を代表する者を定めたときを除き、各理事が代表理事となるとされ（法人法第77条第1項）、また、次の方法のいずれかにより、理

事の中から代表理事を定めることができるとされた（同条第3項）。

- a 定款
- b 定款の定めに基づく理事の互選
- c 社員総会の決議

理事会設置一般社団法人にあっては、理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならないとされた（法人法第90条第3項）。

(ウ) 補欠者の予選

(ア)の決議をする場合には、理事が欠けた場合又は法人法若しくは定款で定めた理事の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の理事を選任することができ、当該選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時社員総会の開始の時までとされ、社員総会の決議によってその期間を短縮することができる（法人法第63条第2項、施行規則第12条第3項）。

ウ 任期

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとされ、定款又は社員総会の決議によって、これを短縮することができる（法人法第66条）。

エ 解任

理事は、いつでも、社員総会の普通決議によって解任することができる（法人法第70条第1項、第49条第1項）。

オ 理事等に欠員を生じた場合の措置

理事が欠けた場合又は法人法若しくは定款で定めた理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事（一時理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお理事としての権利義務を有するとされた（法人法第75条第1項）。

この場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる（法人法第75条第2項）。

代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合についても、理事が欠けた場合と同様とされた（法人法第79条第1項、第2項）。

(2) 理事及び代表理事に関する登記の手續

理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人における理事及び代表理事の登記の手續は、次のとおりとされた（理事会設置一般社団法人については、4の(2)のア参照）。

ア 理事及び代表理事の就任による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、理事の氏名、代表理事の氏名及び住所並びに就任年月日である。

理事が各自法人を代表するときは、各理事につき、理事及び代表理事の就任による変更の登記を要する。

(イ) 添付書面

添付書面は、次のとおりである。

- a 理事を選任した社員総会の議事録（法人法第317条第2項）
- b 理事が就任を承諾したことを証する書面（法人法第320条第1項）
- c 理事の就任承諾書に係る印鑑証明書（登記規則第3条，商登規第61条第2項）

理事が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき、再任の場合を除き、市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。

- d 理事の中から代表理事を定めたときは、次に掲げる書面のいずれか
 - (a) 定款によって代表理事を定めたときは、定款の変更に係る社員総会の議事録（法人法第317条第2項）
 - (b) 定款の定めに基づく理事の互選によって代表理事を定めたときは、定款及びその互選を証する書面（登記規則第3条，商登規第61条第1項，法人法第317条第1項）
 - (c) 社員総会の決議によって代表理事を定めたときは、社員総会の議事録（法人法第317条第2項）
- e 代表理事の選定を証する書面に係る印鑑証明書（登記規則第3条，商登規第61条第4項第1号，第2号）

次に掲げる印鑑につき、当該印鑑と変更前の代表理事が登記所に提出している印鑑とが同一である場合を除き、市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。

- (a) 理事が各自法人を代表するときは、議長及び出席した理事が a の議事録に押印した印鑑
- (b) 定款によって代表理事を定めたときは、定款の変更に係る社員総会の議長及び出席した理事が d の(a)の議事録に押印した印鑑
- (c) 定款の定めに基づく理事の互選によって理事の中から代表理事を定めたときは、理事が d の(b)の互選を証する書面に押印した印鑑
- (d) 社員総会の決議によって理事の中から代表理事を定めたときは、議長及び出席した理事が d の(c)の議事録に押印した印鑑
- f d の(b)の方法により代表理事を定めたときは、代表理事が就任を承諾

したことを証する書面（法人法第320条第1項）

なお、当該代表理事が就任を承諾したことを証する書面の印鑑については、別途印鑑証明書の添付を要しない。

（ウ）登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき1万円である（登税法別表第一第24号（一）カ）。

イ 理事及び代表理事の退任による変更の登記

理事及び代表理事の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない（法人法第320条第5項）。

具体的には、役員の変更の際の定時社員総会の議事録（任期満了の旨の記載があるもの）等がこれに該当する。

登録免許税額は、申請1件につき1万円である（登税法別表第一第24号（一）カ）。

4 理事会

(1) 理事会に関する規律

ア 理事会の権限

理事会は、すべての理事で組織されるとされ（法人法第90条第1項）、理事会設置一般社団法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督並びに代表理事の選定及び解職の職務を行うとされた（同条第2項）。

なお、理事会は、重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財、重要な使用人の選任及び解任、従たる事務所の設置その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができないとされた（法人法第90条第4項）。

イ 決議要件

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行うとされた（法人法第95条第1項）。

ウ 議事録

理事会の議事については、理事会が開催された日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等を内容とする議事録を作成しなければならないとされ、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあつては、当該代表理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならないとされた（法人法第95条第3項、施行規則第15条第3項）。

エ 理事会の決議の省略

理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる（法人法第96条）。また、理事会の決議があったものとみなされた場合には、決議があったものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成するとされた（施行規則第15条第4項第1号）。

この場合には、登記の申請書に定款及び当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない（登記規則第3条、商登規第61条第1項、法人法第317条第3項）が、当該議事録をもって、当該場合に該当することを証する書面として取り扱って差し支えない。

(2) 理事会に関する登記の手続

ア 理事会設置一般社団法人における理事及び代表理事の登記

理事会設置一般社団法人における理事及び代表理事の登記の手続は、次のとおりとされた。

(ア) 理事及び代表理事の就任による変更の登記

a 登記すべき事項

登記すべき事項は、理事の氏名、代表理事の氏名及び住所並びに就任年月日である。

b 添付書面

添付書面は、次のとおりである。

(a) 理事を選任した社員総会の議事録（法人法第317条第2項）

(b) 理事が就任を承諾したことを証する書面（法人法第320条第1項）

(c) 代表理事を選定した理事会の議事録（法人法第317条第2項）

(d) 出席した理事及び監事が(c)の議事録に押印した印鑑に係る印鑑証明書（登記規則第3条、商登規第61条第4項第3号）

(e) 代表理事が就任を承諾したことを証する書面（法人法第320条第1項）。

(f) 代表理事の就任承諾書に係る印鑑証明書（再任の場合を除く。登記規則3条、商登規第61条第2項、第3項）

(イ) 理事及び代表理事の退任による変更の登記

理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人の場合と同様である（3の(2)のイ参照）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき1万円である（登税法別表第一第24号（一）カ）。

イ 理事会設置一般社団法人の定めの設定による変更の登記

（ア）登記すべき事項

登記すべき事項は、理事会設置一般社団法人の定めを設定した旨及び変更年月日である。

なお、理事会設置一般社団法人の定めの設定に伴い、新たに理事の中から代表理事を選定し、又はその余の理事が法人を代表しないこととなった場合には、代表理事の変更の登記を併せてしなければならない。

（イ）添付書面

登記の申請書には、理事会設置一般社団法人の定めの設定の決議をした社員総会の議事録（（ア）のなお書きの場合にあっては、当該変更に係る添付書面を含む。）を添付しなければならない（法人法第317条第2項、第320条第1項、第5項）。

（ウ）登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円（（ア）のなお書きの場合にあっては、更に、代表理事の変更に係る登録免許税額である1万円を加算した額）である（登税法別表第一第24号（一）ワ、カ）。

ウ 理事会設置一般社団法人の定め廃止による変更の登記

（ア）登記すべき事項

登記すべき事項は、理事会設置一般社団法人の定めを廃止した旨及び変更年月日である。

なお、理事会設置一般社団法人の定め廃止に伴い、新たに、従前の代表理事以外の理事が法人を代表することとなり、又は従前の代表理事が辞任等により法人を代表しないこととなった場合には、代表理事の変更の登記を併せてしなければならない。

（イ）添付書面

登記の申請書には、理事会設置一般社団法人の定め廃止の決議をした社員総会の議事録（（ア）のなお書きの場合にあっては、当該変更に係る添付書面を含む。）を添付しなければならない（法人法第317条第2項、第320条第1項、第5項）。

（ウ）登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円（（ア）のなお書きの場合にあっては、更に、代表理事の変更に係る登録免許税額である1万円を加算した額）である（登税法別表第一第24号（一）ワ、カ）。

5 監事

(1) 監事に関する規律

ア 機関設計の在り方

理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人は、監事を置かなければならないとされた（法人法第61条，1参照）。

また、これらの一般社団法人以外の一般社団法人は、定款の定めによって、監事を置くことができるとされた（法人法第60条第2項）。

イ 選任

監事の選任及び補欠者の予選については、理事の場合と同様とされた（法人法第63条，第49条第1項，施行規則第12条第3項，3の(1)のイの(ア)及び(ウ)参照）。

ウ 任期

監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとされ、定款によって、これを選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することができる（法人法第67条第1項）。

また、任期の満了前に退任した監事の補欠者の任期については、定款によって、これを退任した監事の任期の満了する時までとすることができる（法人法第67条第2項）。

なお、監事設置一般社団法人が監事を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力発生時に満了するとされた（法人法第67条第3項）。

エ 解任

監事を解任する社員総会の決議は、理事を解任する場合と異なり、特別決議によってすることを要するとされた（法人法第70条第1項，第49条第2項第2号）。

オ 監事に欠員を生じた場合の措置

監事に欠員を生じた場合の措置については、理事に欠員を生じた場合と同様とされた（法人法第75条第1項，第2項，3の(1)のオ参照）。

(2) 監事に関する登記の手続

一般社団法人における監事の登記の手続は、次のとおりとされた。

ア 監事設置一般社団法人の定めの設定による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、監事設置一般社団法人の定めを設定した旨、監事の氏

名及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- a 監事設置一般社団法人の定めの設定を決議し、監事を選任した社員総会の議事録（法人法第317条第2項）
- b 監事が就任を承諾したことを証する書面（法人法第320条第1項）

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき4万円である（登税法別表第一第24号（一）カ、ネ）。

イ 監事の変更の登記

(ア) 監事の就任による変更の登記

a 登記すべき事項

登記すべき事項は、監事の氏名及び就任年月日である。

b 添付書面

監事設置一般社団法人の定めの設定の決議に係る部分を除き、アの(イ)と同様である。

c 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき1万円である（登税法別表第一第24号（一）カ）。

(イ) 監事の退任による変更の登記

監事の退任による変更の登記については、理事の退任による変更の登記の場合と同様である（法人法第320条第5項、3の(2)のイ参照）。

ウ 監事設置一般社団法人の定め廃止による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、監事設置一般社団法人の定めを廃止した旨、監事が退任した旨及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、監事設置一般社団法人の定め廃止を決議した社員総会の議事録を添付しなければならない（法人法第317条第2項、第320条第5項）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき4万円である（登税法別表第一第24号（一）カ、ネ）。

6 会計監査人

(1) 会計監査人に関する規律

ア 機関設計の在り方

大規模一般社団法人は、会計監査人を置かなければならないとされた（法人法第62条，1参照）。

また、それ以外の監事設置一般社団法人は、定款の定めによって、会計監査人を置くことができるとされた（法人法第60条第2項）。

会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならず、一般社団法人の計算書類及びその附属明細書を監査し、会計監査報告を作成しなければならないとされた（法人法第68条第1項，第107条第1項，施行規則第18条）。

イ 選任

会計監査人は、社員総会の普通決議によって選任するとされた（法人法第63条第1項，第49条第1項，3の(1)のイの(7)参照）。

会計監査人は、任期満了の際の定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時社員総会において再任されたものとみなすとされた（法人法69条第2項）。

ウ 任期

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとされた（法人法第69条第1項）。

会計監査人設置一般社団法人が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力発生時に満了するとされた（法人法第69条第3項）。

エ 解任

会計監査人は、いつでも、社員総会の普通決議によって解任することができるとされた（法人法第70条第1項，第49条第1項）。

また、監事は、会計監査人が職務上の義務に違反したとき等の法人法第71条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その全員の同意によって、会計監査人を解任することができるとされた（法人法第71条第1項，第2項）。

オ 会計監査人に欠員を生じた場合の措置

会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないとされた（法人法第75条第4項）。

(2) 会計監査人に関する登記の手續

ア 会計監査人設置一般社団法人の定めの設定による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、会計監査人設置一般社団法人の定めを設定した旨、会計監査人の氏名又は名称及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- a 会計監査人設置一般社団法人の定めの設定を決議し、会計監査人を選任した社員総会の議事録（法人法第317条第2項）
- b 会計監査人が就任を承諾したことを証する書面（法人法第320条第3項第1号）
- c 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書（法人法第320条第3項第2号）
- d 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面（法人法第320条第3項第3号）（別紙参照）

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき4万円である（登税法別表第一第24号（一）カ、ネ）。

イ 会計監査人の変更の登記

(ア) 会計監査人の就任による変更の登記

a 登記すべき事項

登記すべき事項は、会計監査人の氏名又は名称及び変更年月日である。

b 添付書面

会計監査人設置一般社団法人の定めの設定の決議に係る部分を除き、アの(イ)と同様である。

一時会計監査人の職務を行うべき者の就任による変更の登記の添付書面（法人法第321条第1項）についても、会計監査人の就任による変更の登記の申請の場合と同様であるところ、その場合の選任に関する書面（同項第1号）としては、監事の選任書等がこれに該当する。

なお、任期満了の際の定時社員総会において別段の決議がされなかったことにより、会計監査人が再任されたものとみなされる場合（法人法第69条第2項）の重任の登記の申請書には、アの(イ)のc又はdの書面及び当該定時社員総会の議事録（法人法第317条第2項）を添付すれば足り、会計監査人が就任を承諾したことを証する書面の添付は要しない。

c 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき1万円である（登税法別表第一第24号（一）カ）。

(イ) 法人である会計監査人の名称の変更の登記

a 登記すべき事項

登記すべき事項は、会計監査人の名称変更の旨及び変更年月日である。

b 添付書面

登記の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない（法人法第320条第4項）。

c 登録免許税

登録免許税額は、(ア)と同様である。

(ウ) 会計監査人の退任による変更の登記

会計監査人の退任による変更の登記については、理事その他の役員の退任による変更の登記の場合と同様である（法人法第320条第5項）。

ウ 会計監査人設置一般社団法人の定め廃止による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、会計監査人設置一般社団法人の定めを廃止した旨、会計監査人が退任した旨及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、会計監査人設置一般社団法人の定め廃止を決議した社員総会の議事録を添付しなければならない（法人法第317条第2項、第320条第5項）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき4万円である（登税法別表第一第24号（一）カ、ネ）。

7 役員等の損害賠償責任

(1) 役員等の損害賠償責任の免除又は制限に関する規律

理事、監事又は会計監査人（以下7において「役員等」という。）の一般社団法人に対する任務懈怠責任について、次の方法により免除し、又は制限することができることとされ、ウ及びエの定款の定めが登記すべき事項とされた（法人法第301条第2項第11号、第12号）。

ア 総社員の同意による免除（法人法第112条）

イ 社員総会の決議による一部免除（法人法第113条）

ウ 定款の定めに基づく理事等による一部免除

監事設置一般社団法人（理事が2人以上ある場合に限る。）は、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは、一定の最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、

理事会の決議)によって免除することができる旨を定款で定めることができる
とされた(法人法第114条第1項)。

エ 定款の定めに基づく契約による外部役員等の責任の制限

一般社団法人は、外部理事、外部監事又は会計監査人(以下7において「外部役員等」という。)の責任について、これらの者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員等と締結することができる旨を定款で定めることができる(法人法第115条第1項)。

(2) 役員等の責任の免除についての定款の定めの手続

ア 役員等の責任の免除についての定款の定めの設定による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、役員等の一般社団法人に対する責任の免除についての定款の定めを設けた旨及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、役員等の一般社団法人に対する責任の免除についての定款の定めの設定を決議した社員総会の議事録を添付しなければならない(法人法第317条第2項)。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円である(登税法別表第一第24号(一)ネ)。

イ 役員等の責任の免除についての定款の定め廃止による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、役員等の一般社団法人に対する責任の免除についての定款の定めを廃止した旨及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、役員等の一般社団法人に対する責任の免除についての定款の定め廃止を決議した社員総会の議事録を添付しなければならない(法人法第317条第2項)。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、アの(ウ)と同様である。

(3) 外部役員等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めの手続

ア 外部役員等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定め設定による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、①外部役員等が一般社団法人に対して負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めを設けた旨、②当該定款の定めが外部理事又は外部監事に関するものであるときは、理事又は監事のうち外部理事又は外部監事であるものについて、外部理事又は外部監事である旨及び③変更年月日である（法人法第301条第2項第12号から第14号まで）。

②についての申請書への記載は、既登記の理事（又は監事）について外部理事（又は外部監事）の登記をするときは「理事（又は監事）何某は外部理事（又は外部監事）である」等の振り合いによるものとし、外部理事（又は外部監事）である理事（又は監事）の就任の登記と共にするときは「理事（外部理事）何某は平成何年何月何日就任」等の振り合いによるものとする。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、外部役員等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めの設定を決議した社員総会の議事録を添付しなければならない（法人法第317条第2項）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき4万円である（登税法別表第一第24号（一）カ、ネ）。

イ 外部役員等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めを廃止による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、外部役員等が一般社団法人に対して負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めを廃止した旨、その定めを廃止により外部理事又は外部監事の登記を抹消する旨及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、外部役員等の責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めを廃止を決議した社員総会の議事録を添付しなければならない（法人法第317条第2項）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき4万円である（登税法別表第一第24号（一）カ、ネ）。

第3 解散及び清算

1 解散

(1) 解散の事由

一般社団法人は、次の事由によって解散するとされた（法人法第148条）。

- ア 定款で定めた存続期間の満了
- イ 定款で定めた解散の事由の発生
- ウ 社員総会の特別決議（法人法第49条第2項第6号）
- エ 社員が欠けたこと。
- オ 合併（合併により当該一般社団法人が消滅する場合に限る。）
- カ 破産手続開始の決定
- キ 解散を命ずる裁判

(ア) 解散命令

裁判所は、設立が不法な目的に基づいてされたとき等の法人法第261条第1項各号に掲げる場合において、公益を確保するため一般社団法人の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は利害関係人の申立てにより、一般社団法人の解散を命ずることができるとされた（法人法第261条第1項）。

(イ) 解散の訴え

法人法第268条各号に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、総社員の議決権の10分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員は、訴えをもって一般社団法人の解散を請求することができるとされた（法人法第268条）。

(2) 申請による解散の登記の手続

ア 登記期間等

一般社団法人が(1)のアからエまでの各事由により解散したときは、2週間以内に、主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならないとされた（法人法第308条第1項）。

イ 登記すべき事項

登記すべき事項は、解散の旨並びにその事由及び年月日である（法人法第308条第2項）。

ウ 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- (ア) 定款で定めた解散の事由の発生による解散の場合には、当該事由の発生を証する書面（法人法第324条第1項）
- (イ) 社員総会の特別決議による解散の場合には、当該決議をした社員総会の議事録（法人法第317条第2項）
- (ウ) 一般社団法人を代表する清算人が申請するとき（当該清算人が法人法第2

09条第1項第1号の規定により清算人となったもの（法人法第214条第4項に規定する場合にあっては、同項の規定により代表清算人となったもの）である場合を除く。）は、その資格を証する書面（法人法第324条第2項）

エ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円である（登税法別表第一第24号（一）ソ）。

オ 解散の登記に伴う職権抹消

解散の登記をしたときは、登記官は、職権で、次に掲げる登記を抹消しなければならないとされた（登記規則第3条，商登規第72条第1項）。

(ア) 理事会設置一般社団法人である旨の登記並びに理事，代表理事及び外部理事に関する登記

(イ) 会計監査人設置一般社団法人である旨の登記及び会計監査人に関する登記

(3) 休眠一般社団法人のみなし解散

最後の登記後5年を経過した一般社団法人については、法務大臣が当該一般社団法人に対し2か月以内に主たる事務所の所在地を管轄する登記所に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告し、当該一般社団法人がその公告の日から2か月以内に届出をしないとき（当該期間内に登記がされたときを除く。）は、その期間の満了の時に解散したものとみなすとされた（法人法第149条第1項）。

この場合における解散の登記は、登記官が職権で行うとされた（法人法第330条，商登法第72条）。

(4) 一般社団法人の継続

一般法人法は、(1)のアからウまでの事由によって解散した場合には、清算が終了するまでの間、社員総会の特別決議によって、一般社団法人を継続することができる。また、(3)により解散したものとみなされた場合には、清算が終了するまで（解散したものとみなされた後3年以内に限る。），社員総会の特別決議によって、一般社団法人を継続することができる（法人法第150条，第49条第2項第6号）。

(5) 設立無効又は取消しの判決後の継続

一般社団法人の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、その無効又は取消しの原因が一部の社員のみにあるときは、他の社員の全員の同意によって、当該一般社団法人を継続することができる（法人法第276条第1項）。

2 清算

(1) 清算の手続

ア 清算一般社団法人の機関

清算をする一般社団法人（以下「清算一般社団法人」という。）は、社員総会及び1人又は2人以上の清算人のほか、定款の定めによって、清算人会又は監事を置くことができるとされ、また、清算一般社団法人については、解散前の一般社団法人におけるその余の機関に関する規律の適用はないとされた（法人法第208条第1項、第2項、第4項）。

また、法人法第206条各号に掲げる場合に該当することとなった時において大規模一般社団法人であった清算一般社団法人は、監事を置かなければならないとされた（法人法第208条第3項）。

イ 清算人及び代表清算人

(ア) 清算一般社団法人の代表及び業務執行

清算一般社団法人における清算人による当該清算一般社団法人の代表及び業務執行については、解散前の一般社団法人における理事及び代表理事の場合と同様である（第2の3の(1)のア参照）。

(イ) 員数

清算人は、清算人会を置かない一般社団法人にあつては1人以上で足り（法人法第208条第1項）、清算人会を置く一般社団法人（以下「清算人会設置一般社団法人」という。）にあつては3人以上でなければならないとされた（法人法第209条第5項、第65条第3項）。

(ウ) 清算人の選任

次に掲げる者は、清算一般社団法人の清算人となるとされた（法人法第209条）。

- a 理事(b又はcに掲げる者がある場合を除く。)
- b 定款で定める者
- c 社員総会の決議によって選任された者
- d 裁判所が選任した者

(エ) 代表清算人の選定

a 清算人会設置一般社団法人以外の清算一般社団法人

清算人の中から代表清算人その他清算一般社団法人を代表する者を定めないときは、各清算人が代表清算人となるとされた（法人法第214条第1項本文）。

ただし、(ウ)のaにより理事が清算人となる場合において、代表理事を定めていたときは、当該代表理事が代表清算人となり（法人法第214条第4項）、また、清算人会設置一般社団法人以外の清算一般社団法人は、

次の方法のいずれかにより，清算人の中から代表清算人を定めることができる」とされた（法人法第214条第3項）。

(a) 定款

(b) 定款の定めに基づく清算人（裁判所が選任したものを除く。）の互選

(c) 社員総会の決議

なお、(ウ)のdにより裁判所が清算人を選任したときは，裁判所は，清算人の中から代表清算人を定めることができる」とされた（法人法第214条第5項）。

b 清算人会設置一般社団法人

(ウ)のaにより理事が清算人となる場合において，代表理事を定めていたときは，当該代表理事が代表清算人となるとされた（法人法第214条第4項）。

清算人会設置一般社団法人は，他に代表清算人があるときを除き，清算人会の決議により，清算人の中から代表清算人を選定しなければならない」とされた（法人法第220条第3項）。

なお，裁判所が代表清算人を定めることができることは，aと同様である。

(オ) 任期

清算人については，任期の上限はない。

(カ) 解任

清算人は，裁判所が選任したものを除き，いつでも社員総会の普通決議で解任することができ，重要な事由があるときは，裁判所は，利害関係人の申立てにより，清算人を解任することができる」とされた（法人法第210条第1項，第3項）。

(キ) 清算人に欠員を生じた場合の措置

清算人に欠員を生じた場合の措置については，理事に欠員を生じた場合と同様である（法人法第210条第4項，第75条第1項，第2項。第2の3の(1)のオ参照）。

ウ 清算人会

清算人会の議事録及び清算人会の決議の省略の制度の創設については，理事会の場合と同様である（法人法第221条第5項，第95条第3項，第96条，施行規則第68条，第2の4参照）。

エ 監事

清算一般社団法人の監事については，大規模一般社団法人であった清算一般社団法人を除き，必置の機関ではなく，定款で任意に置くことができるものと

されていること（ア参照）及び任期の上限がないこと（法人法第211条第2項第1号）を除き、解散前の一般社団法人の監事の場合と同様とされた。

なお、監事は、解散前の一般社団法人の監事と同様に、監事を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更（ただし、清算開始時に大規模一般社団法人であった清算一般社団法人は、監事を置く旨の定款の定めを廃止することができない。法人法第208条第3項参照）をした場合には、当該定款の変更の効力発生時に退任するとされた（法人法第211条第1項）。

オ 合併の制限

清算一般社団法人は、吸収合併存続法人となることができないとされた（法人法第151条）。

(2) 清算の登記の手續

ア 登記すべき事項

清算開始時の理事が清算人となったときは解散の日から2週間以内に、清算人が選任されたときは就任の日から2週間以内に、主たる事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならないとされた（法人法第310条）。

(ア) 清算人の氏名

(イ) 代表清算人の氏名及び住所

(ウ) 清算一般社団法人が清算人会を置くときは、その旨

イ 清算人会設置一般社団法人以外の清算一般社団法人の清算人に関する登記の手續

(ア) 清算人及び代表清算人の登記

a 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

(a) 定款（法人法第326条第1項）

(b) 清算人の選任を証する書面

定款によって定めたときは定款（登記規則第3条，商登規第61条第1項）を，社員総会の決議によって選任したときはその議事録（法人法第317条第2項）を，裁判所が選任したときは裁判所の選任決定書等（法人法第326条第3項）を添付しなければならない。

(c) 清算人の中から代表清算人を定めたときは，その選定を証する書面

定款によって定めたときは定款（登記規則第3条，商登規第61条第1項）を，定款の定めに基づく清算人の互選によって定めたときは定款及びその互選を証する書面（登記規則第3条，商登規第61条第1項，法人法第317条第1項）を，社員総会の決議によって定めたときはそ

の議事録（法人法第317条第2項）を，裁判所が定めたときは裁判所の選定決定書等（法人法第326条第3項）を添付しなければならない。

(d) 清算人及び代表清算人が就任を承諾したことを証する書面

定款又は社員総会の決議によって清算人を選任したときは清算人の就任承諾書を，清算人（裁判所が選任したものを除く。）の中から清算人の互選により代表清算人を定めたとき（(1)のイの(エ)のa参照）は代表清算人の就任承諾書を添付しなければならない（法人法第326条第2項）。

b 登録免許税額

登録免許税額は，申請1件につき9,000円である（登税法別表第一第24号（四）イ）。

(イ) 清算人又は代表清算人の就任による変更の登記

登記の申請書には，(ア)のaの(b)から(d)までの書面を添付しなければならない。

(ウ) 清算人又は代表清算人の退任による変更の登記

登記の申請書には，退任の事由を証する書面を添付しなければならない（法人法第327条第2項）。

ウ 清算人会設置一般社団法人の清算人に関する登記の手続

(ア) 清算人，代表清算人及び清算人会設置一般社団法人である旨の登記

a 添付書面

登記の申請書には，次の書面を添付しなければならない。

(a) 定款（法人法第326条第1項）

(b) 清算人の選任を証する書面

清算人会設置一般社団法人以外の清算一般社団法人の場合と同様である（イの(ア)のaの(b)参照）。

(c) 代表清算人の選定を証する書面

清算人会の決議により選定したときはその議事録（法人法第317条）を，裁判所が定めたときは裁判所の選定決定書等（法人法第326条第3項）を添付しなければならない。

(d) 清算人及び代表清算人が就任を承諾したことを証する書面

定款又は社員総会の決議によって清算人を選任したときは清算人の就任承諾書を，清算人会の決議によって代表清算人を選定したときは代表清算人の就任承諾書を添付しなければならない（法人法第326条第2項）。

b 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき9,000円である（登税法別表第一第24号（四）イ）。

(イ) 清算人及び代表清算人の就任又は退任による変更の登記

登記の申請書には、(ア)のaの(b)から(d)までの書面又は退任の事由を証する書面を添付しなければならない（法人法第327条第2項）。

(ウ) 清算人会設置一般社団法人の定めの設定又は廃止による変更の登記

a 添付書面

登記の申請書には、清算人会設置一般社団法人の定めの設定又は廃止を決議した社員総会の議事録を添付しなければならない（法人法第317条第2項）。

b 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6,000円である（登税法別表第一第24号（四）ニ）。

エ その他

清算一般社団法人の監事の登記（監事設置一般社団法人の定めの設定を含む。）は、解散前の一般社団法人の監事の登記の場合と同様である（第2の5参照）。

3 清算の結了

清算事務が終了したときは、清算人は、決算報告を作成し、清算人会設置一般社団法人においては清算人会の承認を受けた上で、これを社員総会に提出し、その承認を受けなければならないとされた（法人法第240条）。

清算結了の登記の申請書には、決算報告の承認をした社員総会の議事録を添付しなければならないが、清算人会の議事録の添付は要しない（法人法第328条）。

第4 その他

1 計算書類の公告

一般社団法人は、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大規模一般社団法人にあつては、貸借対照表及び損益計算書。以下同じ。）を公告しなければならないとされた（法人法第128条第1項）。ただし、その公告方法が官報に掲載する方法又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法である一般社団法人は、上記の貸借対照表の要旨を公告することで足りるとされた（法人法第128条第2項）。

また、その公告方法が官報に掲載する方法又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法である一般社団法人は、上記の貸借対照表の内容である情報を、定時社員総会の終結の日後5年を経過するまでの間、継続して電磁的方法によ

り開示する措置をとることができ、この場合においては、上記の貸借対照表又はその要旨の公告をすることを要しないとされ（法人法第128条第3項）、当該一般社団法人が当該措置をとることとするときは、当該貸借対照表の内容である情報が掲載されているウェブページのアドレスを登記しなければならないとされた（法人法第301条第2項第15号）。

なお、この場合において、当該一般社団法人がその公告方法を電子公告又は当該一般社団法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法としたことによる変更の登記をしたときには、登記官は、職権で、当該一般社団法人の貸借対照表の内容である情報が掲載されているウェブページのアドレスの登記を抹消する記号を記録しなければならない（登記規則第3条、商登規第71条）。

2 定款の変更

定款は、社員総会の特別決議により変更することができることとされた（法人法第146条、第49条第2項第4号）。

3 事業の譲渡

一般社団法人が事業の全部を譲渡するには、社員総会の特別決議によらなければならないとされた（法人法第147条、第49条第2項第5号）。

第3部 一般財団法人

第1 設立

1 設立の手續

(1) 定款の作成

一般財団法人を設立するには、設立者（設立者が2人以上あるときは、その全員）が定款を作成し、これに署名し、又は記名押印（定款が電磁的記録をもって作成されているときは、電子署名）しなければならないとされた（法人法第152条第1項、第3項、第10条第2項、施行規則第90条）。

また、設立者は、遺言で定款の内容を定めて一般財団法人を設立する意思を表示することができ、この場合においては、遺言執行者は、当該遺言の効力が生じた後、遅滞なく、当該遺言で定めた事項を記載した定款を作成し、これに署名し、又は記名押印（定款が電磁的記録をもって作成されているときは、電子署名）しなければならないとされた（法人法第152条第2項、第3項、第10条第2項、施行規則第90条）。

これらの定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じないとされた（法人法第155条）。

(2) 定款の記載又は記録事項

定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならないとされた（法人法第153条）。

ア 目的

イ 名称

ウ 主たる事務所の所在地

エ 設立者の氏名又は名称及び住所

オ 設立に際して設立者（設立者が2人以上あるときは、各設立者）が拠出をする財産及びその価額（当該価額の合計額は、300万円を下回ってはならない。法人法第153条第2項）

カ 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する事項

キ 設立しようとする一般財団法人が会計監査人設置一般財団法人であるときは、設立時会計監査人の選任に関する事項

ク 評議員の選任及び解任の方法

ただし、理事又は理事会（清算をする一般財団法人にあつては、清算人又は清算人会）が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない（法人法第153条第3項第1号、第224条第3項）。

ケ 公告方法

コ 事業年度

設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しないとされた（第153条第3項第2号）。

また、アからコまでに掲げる事項のほか、一般財団法人の定款には、法人法の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項で法人法の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができるとされた（法人法第154条）。

(3) 名称

一般財団法人は、その名称中に一般財団法人という文字を用いなければならないが、また、一般社団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないとされた（法人法第5条第1項、第3項）。

一般財団法人でない者は、その名称又は商号中に、一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないとされた（法人法第6条）。

なお、一般財団法人が商人である場合には、当該一般財団法人については、商法第16条から第18条までの規定が適用される（法人法第9条参照）。

(4) 同一の所在場所における同一の名称の登記の禁止

一般財団法人の名称の登記は、その名称が他の一般財団法人の既に登記した名称と同一であり、かつ、その主たる事務所の所在場所が当該他の一般財団法人に係る主たる事務所の所在場所と同一であるときは、することができないとされた（法人法第330条、商登法第27条）。

(5) 公告方法

一般財団法人は、公告方法として、①官報に掲載する方法、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法、③電子公告、④当該一般財団法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法のいずれかの方法を定款に定めなければならないとされた（法人法第153条第1項第9号、第331条第1項、施行規則第88条）。

なお、③の方法により公告する場合の公告期間は法人法第332条に定めるところにより、④の方法により公告する場合の公告期間は施行規則第88条第2項に定めるところによる。

(6) 設立時評議員等の選任

一般財団法人の設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時会計監査人について、定款でこれらを定めなかった場合（設立時会計監査人にあつては、設立しようとする一般財団法人が会計監査人設置一般財団法人である場合に限る。）には、設立者（法人法第152条第2項の場合にあつては、遺言執行者）による財産の抛出の履行の完了後遅滞なく、定款で定めるところにより、これら（設立時評議員及び設立時理事は、それぞれ3人以上でなければならない。）の選任をしなければならないとされた（法人法第159条、第160条第1項）。

また、設立時理事は、その過半数をもって、設立時理事の中から設立時代表理事を選定しなければならないとされた（法人法第162条第1項、第3項）。

(7) 設立中の一般財団法人における業務執行の決定

定款記載の最小行政区画内における主たる事務所の所在場所の決定等の設立中の一般財団法人における業務執行の決定は、原則として設立者が行うこととなる。

2 設立の登記の手續

(1) 登記期間

一般財団法人の設立の登記は、主たる事務所の所在地においては法人法第161条第1項の規定による設立時理事等による調査が終了した日又は設立者が定めた日のいずれか遅い日から2週間以内に、従たる事務所の所在地においては主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から2週間以内にしなければならないとされた（法人法第302条第1項、第312条第1項第1号）。

(2) 登記すべき事項

ア 主たる事務所の所在地において登記すべき事項は、次のとおりとされた（法人法第302条第2項）。

(ア) 目的

(イ) 名称

- (ウ) 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所
 - (エ) 存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め
 - (オ) 評議員、理事及び監事の氏名
 - (カ) 代表理事の氏名及び住所
 - (キ) 会計監査人設置一般財団法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称
 - (ク) 一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称
 - (ケ) 理事、監事又は会計監査人の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め
 - (コ) 外部理事、外部監事又は会計監査人が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め
 - (カ) (コ)の定款の定めが外部理事に関するものであるときは、理事のうち外部理事であるものについて、外部理事である旨
 - (シ) (コ)の定款の定めが外部監事に関するものであるときは、監事のうち外部監事であるものについて、外部監事である旨
 - (ス) 貸借対照表を電磁的方法により開示するときは、貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの（施行規則第87条第1項第3号。具体的には、当該情報が掲載されているウェブページのアドレス）
 - (セ) 公告方法
 - (ソ) 電子公告を公告方法とするときは、次に掲げる事項
 - a 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの（施行規則第87条第1項第4号。具体的には、当該情報を掲載するウェブページのアドレス）
 - b 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法について定款の定めがあるときは、その定め
- イ 従たる事務所の所在地において登記すべき事項は、次のとおりとされた（法人法第312条第2項）。
- (ア) 名称
 - (イ) 主たる事務所の所在場所
 - (ウ) 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所
- (3) 添付書面
- 主たる事務所の所在地における設立の登記の申請書には、法令に別段の定めが

ある場合を除き、次の書面を添付しなければならないとされた（法人法第319条第2項）。

ア 定款

イ 財産の抛出の履行があったことを証する書面

ウ 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する書面

一般財団法人における設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任方法は法定されておらず、その選任方法を定款で定めた上でそれに従って選任手続を行うほか、定款で直接被選任者を指名することもできる。

エ 設立時代表理事の選定に関する書面

オ 設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事が就任を承諾したことを証する書面

カ 設立時代表理事が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき市区町村長の作成した証明書（登記規則3条，商登規第61条第2項，第3項）

キ 設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

(ア) 設立時会計監査人の選任に関する書面

一般財団法人における設立時会計監査人の選任についても、ウと同様である。

(イ) 就任を承諾したことを証する書面

(ウ) 設立時会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

(エ) 設立時会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面（別紙参照）

ク 登記すべき事項につき設立者全員の同意又はある設立者の一致を要するときは、その同意又は一致があったことを証する書面

ウ又はキの選任方法として定款で設立者全員の同意又は過半数の一致等により選任するとした場合等がこれに該当する。

なお、従たる事務所の所在地における設立の登記の申請書には、主たる事務所の所在地においてした登記を証する書面を添付すれば足りる（法人法第329条）。

(4) 登録免許税

設立の登記の登録免許税は、申請1件につき、主たる事務所の所在地においては6万円、従たる事務所の所在地においては9,000円である（登税法別表第一第24号（一）ロ，（二）イ）。

第2 機関

1 機関設計

(1) 一般財団法人の機関

一般財団法人には、3人以上の評議員、評議員会、3人以上の理事、理事会及び監事を置かなければならず、また、定款の定めによって、会計監査人を置くことができることとされた（法人法第170条、第173条第3項、第177条、第65条第3項、第178条第1項、第197条、第90条第1項）。

大規模一般財団法人（最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である一般財団法人をいう。法人法第2条第3号）は、会計監査人を置かなければならないとされた（法人法第171条）。

(2) 機関設計の在り方と登記

(1)により、一般財団法人において採用することができる機関設計は、次の2通りとなる。

なお、会計監査人の設置状況は、登記すべき事項である（第1の2の(2)の参照）。

ア 評議員＋評議員会＋理事＋理事会＋監事

イ 評議員＋評議員会＋理事＋理事会＋監事＋会計監査人

2 評議員

(1) 評議員に関する規律

ア 選任

評議員は、定款で定めた選任の方法に従って選任するとされた（法人法第153条第1項第8号）。ただし、理事又は理事会が評議員を選任することはできない（同条第3項第1号）。

イ 任期

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされ、定款によって、これを選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで延長することができることとされた（法人法第174条第1項）。

また、任期の満了前に退任した評議員の補欠者の任期については、定款によって、これを退任した評議員の任期の満了する時までとすることができることとされた（法人法第174条第2項）。

ウ 解任

評議員の解任については、アと同様である。

エ 評議員に欠員を生じた場合の措置

法人法又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員（一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有するとされた（法人法第175条第1項）。

この場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができることとされた（法人法第175条第2項）。

(2) 評議員に関する登記の手続

一般財団法人における評議員の登記の手続は、次のとおりとされた。

ア 評議員の就任による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、評議員の氏名及び就任年月日である。

(イ) 添付書面

添付書面は、次のとおりである。

a 選任に関する書面（法人法第320条第2項）

評議員は定款で定めた方法により選任される（法人法第153条第1項第8号）ため、当該定款の定めの内容に応じた添付書面が必要となる（法人法第317条）。

b 評議員が就任を承諾したことを証する書面（法人法第320条第2項）

イ 評議員の退任による変更の登記

評議員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない（法人法第320条第5項）。

具体的には、役員改選の際の定時評議員会の議事録（任期満了の旨の記載があるもの）等がこれに該当する。

3 評議員会

(1) 評議員会の権限

評議員会は、すべての評議員で組織するとされ（法人法等第178条第1項）、法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができることとされた（同条第2項）。

(2) 決議要件

ア 普通決議

評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもってするとされた（法人法第189条第1項）。

イ 特別決議

次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならないとされた（法人法第189条第2項）。

- (ア) 監事の解任（法人法第176条第1項）の評議員会
- (イ) 理事，監事又は会計監査人の法人法第198条において準用する第111条第1項の任務懈怠責任の一部免除（法人法第198条において準用する第113条第1項）の評議員会
- (ウ) 定款の変更（法人法第200条）の評議員会
- (エ) 事業の全部の譲渡（法人法第201条）の評議員会
- (オ) 継続（法人法第204条）の評議員会
- (カ) 吸収合併契約の承認（法人法第247条，第251条第1項）及び新設合併契約の承認（法人法第257条）の評議員会

(3) 議事録

評議員会の議事については，出席した評議員，理事，監事又は会計監査人の氏名又は名称等を内容とする議事録を作成しなければならないとされた（法人法第193条第1項，施行規則第60条第3項）。

なお，議事録には，出席した理事等の署名又は記名押印は要しない。

(4) 評議員会の決議の省略

理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において，当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすとされた（法人法第194条第1項）。また，評議員会の決議があったものとみなされた場合には，決議があったものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成するとされた（施行規則第60条第4項第1号）。

この場合には，当該議事録をもって，登記の申請書に添付すべき当該場合に該当することを証する書面（法人法第317条第3項）として取り扱って差し支えない。

4 理事及び代表理事

(1) 理事及び代表理事に関する規律

ア 一般財団法人の代表

理事のうち理事会により代表理事に選定されたものが（法人法第197条，第90条第3項，第2項第3号）一般財団法人を代表し（法人法第197条，第77条第4項），その余の理事は代表権を有しないとされた（法人法第197条は第77条第1項を準用していない。）。

イ 一般財団法人の業務執行

代表理事及び代表理事以外の理事であって理事会の決議によって一般財団法人の業務を執行する理事として選定されたものは，一般財団法人の業務を執行

するとされた（法人法第197条，第91条第1項）。

一般財団法人の業務執行は，理事会において決定するとされ，理事会は，従たる事務所の設置その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができないとされた（法人法第197条，第90条第2項第1号，第4項）。

ウ 選任

(ア) 理事の選任

理事は，評議員会の普通決議によって選任するとされた（法人法第177条，第63条第1項，第189条第1項）。

(イ) 代表理事の選定

一般財団法人は，理事会の決議により，理事の中から代表理事を選定しなければならないとされた（法人法第197条，第90条第3項）。

(ウ) 補欠者の予選

(ア)の決議をする場合には，理事が欠けた場合又は法人法若しくは定款で定めた理事の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の理事を選任することができ，当該選任に係る決議が効力を有する期間は，定款に別段の定めがある場合を除き，当該決議後最初に開催する定時評議員会の開始の時までとされ，評議員会の決議によってその期間を短縮することができることとされた（法人法第177条，第63条第2項，施行規則第61条，第12条第3項）。

エ 任期

理事の任期は，選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされ，定款によってこれを短縮することができることとされた（法人法第177条，第66条）。

オ 解任

理事が職務上の義務に違反したとき等の場合には，評議員会の普通決議によって，その理事を解任することができることとされた（法人法第176条第1項，第189条第1項）。

カ 理事等に欠員を生じた場合の措置

理事が欠けた場合又は法人法若しくは定款で定めた理事の員数が欠けた場合には，任期の満了又は辞任により退任した理事は，新たに選任された理事（一時理事の職務を行うべき者も含む。）が就任するまで，なお理事としての権利義務を有するとされた（法人法第177条，第75条第1項）。

この場合において，裁判所は，必要があると認めるときは，利害関係人の申立てにより，一時理事の職務を行うべき者を選任することができることとされた（法人法第177条，第75条第2項）。

代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合につい

ても、理事が欠けた場合と同様とされた（法人法第197条，第79条第1項，第2項）。

(2) 理事及び代表理事に関する登記の手續

一般財団法人における理事及び代表理事の登記の手續は，次のとおりとされた。

ア 理事及び代表理事の就任による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は，理事の氏名，代表理事の氏名及び住所並びに就任年月日である。

(イ) 添付書面

添付書面は，次のとおりである。

- a 理事を選任した評議員会の議事録（法人法第317条第2項）
- b 理事が就任を承諾したことを証する書面（法人法第320条第1項）
- c 代表理事を選定した理事会の議事録（法人法第317条第2項）
- d 出席した理事及び監事がcの議事録に押印した印鑑に係る印鑑証明書（登記規則第3条，商登規第61条第4項第3号）
- e 代表理事が就任を承諾したことを証する書面（法人法第320条第1項）。
- f 代表理事の就任承諾書に係る印鑑証明書（再任の場合を除く。登記規則第3条，商登規第61条第2項，第3項）

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は，申請1件につき1万円である（登税法別表第一第24号（一）カ）。

イ 理事及び代表理事の退任による変更の登記

理事及び代表理事の退任による変更の登記の申請書には，これを証する書面を添付しなければならない（法人法第320条第5項）。

具体的には，役員の改選の際の定時評議員会又は理事会の議事録（任期満了の旨の記載があるもの）等がこれに該当する。

登録免許税額は，申請1件につき1万円である（登税法別表第一第24号（一）カ）。

5 理事会

(1) 理事会の権限

理事会は，すべての理事で組織するとされ（法人法第197条第1項，第90条第1項），一般財団法人の業務執行の決定，理事の職務の執行の監督並びに代表理事の選定及び解職の職務を行うとされた（法人法第197条，第90条第2

項)。

なお、理事会は、従たる事務所の設置等の重要な業務執行の決定を理事に委任することができないとされた（法人法第197条、第90条第4項）。

(2) 決議要件

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行うとされた（法人法第197条、第95条第1項）。

(3) 議事録

理事会の議事については、理事会が開催された日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等を内容とする議事録を作成しなければならないとされ、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあっては、当該代表理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならないとされた（法人法第197条、第95条第3項、施行規則第62条、第15条第3項）。

(4) 理事会の決議の省略

一般財団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができるとされた（法人法第197条、第96条）。また、理事会の決議があったものとみなされる場合には、決議があったものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成するとされた（施行規則第62条、第15条第4項第1号）。

この場合には、登記の申請書に定款及び当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない（登記規則第3条、商登規第61条第1項、法人法第317条第3項）が、当該議事録をもって、当該場合に該当することを証する書面として取り扱って差し支えない。

6 監事

(1) 監事に関する規律

ア 選任

監事の選任及び補欠者の予選については、理事の場合と同様とされた（法人法第177条、第63条、第189条第1項、施行規則第61条、第12条第3項、4の(1)のウの(ア)及び(ウ)参照）。

イ 任期

監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされ、定款によって、これを選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとすることを限度として短縮することができることとされた（法人法第177条、第67条第1項）。

また、任期の満了前に退任した監事の補欠者の任期については、定款によって、これを退任した監事の任期の満了する時までとすることができることとされた（法人法第177条、第67条第2項）。

ウ 解任

監事を解任する評議員会の決議は、理事を解任する場合と異なり、特別決議によってすることを要するとされた（法人法第176条第1項、第189条第2項第1号）。

エ 監事に欠員を生じた場合の措置

監事に欠員を生じた場合の措置については、理事に欠員が生じた場合と同様とされた（法人法第177条、第75条第1項、第2項、4の(1)のイ参照）。

(2) 監事に関する登記の手続

一般財団法人における監事の登記の手続は、次のとおりとされた。

ア 監事の就任による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、監事の氏名及び就任年月日である。

(イ) 添付書面

添付書面は、次のとおりである。

a 監事を選任した評議員会の議事録（法人法第317条第2項）

b 監事が就任を承諾したことを証する書面（法人法第320条第1項）

イ 監事の退任による変更の登記

監事の退任による変更の登記については、理事の退任による変更の登記の場合と同様である（法人法第320条第5項、4の(2)のイ参照）。

ウ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき1万円である（登税法別表第一第24号（一）カ）。

7 会計監査人

(1) 会計監査人に関する規律

ア 機関設計の在り方

大規模一般財団法人は、会計監査人を置かなければならないとされた（法人

法第171条, 1参照)。

また、その他の一般財団法人は、定款の定めによって、会計監査人を置くことができることとされた(法人法第170条第2項)。

会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならず(法人法第177条, 第68条第1項)、一般財団法人の計算書類及びその附属明細書を監査し、会計監査報告を作成しなければならないとされた(法人法第197条, 第107条第1項)。

イ 選任

会計監査人は、評議員会の普通決議によって選任するとされた(法人法第177条, 第63条第1項, 第189条第1項)。

会計監査人は、任期満了の際の定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなすとされた(法人法第177条, 第69条第2項)。

ウ 任期

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされた(法人法第177条, 第69条第1項)。

会計監査人設置一般財団法人が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力発生時に満了するとされた(法人法第177条, 第69条第3項)。

エ 解任

会計監査人が職務上の義務に違反したとき等の法人法第71条第1項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その会計監査人を解任することができることとされた(法人法第176条第2項)。

また、監事は、会計監査人が法人法第71条第1項各号のいずれかに該当するときは、その全員の同意によって、会計監査人を解任することができることとされた(法人法第177条, 第71条第1項, 第2項)。

オ 会計監査人に欠員を生じた場合の措置

会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないとされた(法人法第177条, 第75条第4項)。

(2) 会計監査人に関する登記の手續

ア 会計監査人設置一般財団法人の定めの設定による変更の登記

(7) 登記すべき事項

登記すべき事項は、会計監査人設置一般財団法人の定めを設定した旨、会計監査人の氏名又は名称及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- a 会計監査人設置一般財団法人の定めの設定を決議し、会計監査人を選任した評議員会の議事録（法人法第317条第2項）
- b 会計監査人が就任を承諾したことを証する書面（法人法第320条第3項第1号）
- c 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書（法人法第320条第3項第2号）
- d 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面（法人法第320条第1項第3号）（別紙参照）

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき4万円である（登税法別表第一第24号（一）カ、ネ）。

イ 会計監査人の変更の登記

(ア) 会計監査人の就任による変更の登記

a 登記すべき事項

登記すべき事項は、会計監査人の氏名又は名称及び変更年月日である。

b 添付書面

会計監査人設置一般財団法人の定めの設定の決議に係る部分を除き、アの(イ)と同様である。

一時会計監査人の職務を行うべき者の就任による変更の登記の添付書面（法人法第321条第1項）も、会計監査人の就任による変更の登記の場合と同様であるが、その場合の選任に関する書面（同項第1号）としては、監事の選任書等がこれに該当する。

なお、任期満了の際の定時評議員会において別段の決議がされなかったことにより、会計監査人が再任されたものとみなされる場合（法人法第177条、第69条第2項）の重任の登記の申請書には、アの(イ)のc又はdの書面及び当該評議員会の議事録（法人法第319条第2項）を添付すれば足り、会計監査人が就任を承諾したことを証する書面の添付は要しない。

c 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき1万円である（登税法別表第一第24号（一）カ）。

(イ) 法人である会計監査人の名称の変更の登記

a 登記すべき事項

登記すべき事項は、会計監査人の名称変更の旨及び変更年月日である。

b 添付書面

登記の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない（法人法第320条第4項）。

c 登録免許税

登録免許税額は、(ア)と同様である。

(ウ) 会計監査人の退任による変更の登記

会計監査人の退任による変更の登記については、理事及び代表理事の退任による変更の登記の場合と同様である（法人法第320条第5項、4の(2)のイ参照）。

ウ 会計監査人設置一般財団法人の定めを廃止による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、会計監査人設置一般財団法人の定めを廃止した旨、会計監査人が退任した旨及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、会計監査人設置一般財団法人の定めを廃止を決議した評議員会の議事録を添付しなければならない（法人法第317条第2項、第320条第5項）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき4万円である（登税法別表第一第24号（一）カ、ネ）。

8 役員等の損害賠償責任

(1) 役員等の損害賠償責任の免除又は制限に関する規律

理事、監事及び会計監査人（以下8において「役員等」という。）の一般財団法人に対する任務懈怠責任について、次の方法により免除し、又は制限することができることとされ、ウ及びエの定款の定めが登記すべき事項とされた（法人法第302条第2項第9号、第10号）。

ア 総評議員の同意による免除（法人法第198条、第112条）

イ 評議員会の決議による一部免除（法人法第198条、第113条）

ウ 定款の定めに基づく理事等による一部免除

一般財団法人は、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは、一定の最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を定款で定める

ことができる」とされた（法人法第198条，第114条第1項）。

エ 定款の定めに基づく契約による外部役員等の責任の制限

一般財団法人は，外部理事，外部監事又は会計監査人の責任について，これらの者（以下8において「外部役員等」という。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは，定款で定めた額の範囲内であらかじめ一般財団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員等と締結することができる旨を定款で定めるとされた（法人法第198条，第115条第1項）。

(2) 役員等の責任の免除についての定款の定め登記の手続

ア 役員等の責任の免除についての定款の定め設定による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は，役員等の一般財団法人に対する責任の免除についての定款の定めを設けた旨及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には，役員等の一般財団法人に対する責任の免除に関する定款の定め設定を決議した評議員会の議事録を添付しなければならない（法人法第317条第2項）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は，申請1件につき3万円である（登税法別表第一第24号（一）ネ）。

イ 役員等の責任の免除についての定款の定め廃止による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は，役員等の一般財団法人に対する責任の免除についての定款の定めを廃止した旨及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には，役員等の一般財団法人に対する責任の免除についての定款の定め廃止を決議した評議員会の議事録を添付しなければならない（法人法第317条第2項）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は，アと同様である。

(3) 外部役員等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定め登記の手続

ア 外部役員等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定め設定による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、①外部役員等が一般財団法人に対して負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めを設けた旨、②当該定款の定めが外部理事又は外部監事に関するものであるときは、理事又は監事のうち外部理事又は外部監事であるものについて外部理事又は外部監事である旨及び③変更年月日である（法人法第302条第2項第10号から第12号まで）。

②についての申請書への記載は、既登記の理事（又は監事）について外部理事（又は外部監事）の登記をするときは「理事（又は監事）何某は外部理事（又は外部監事）である」等の振り合いにより、外部理事（又は外部監事）である理事（又は監事）の就任の登記と共にするときは「理事（外部理事）何某は平成何年何月何日就任」等の振り合いによるものとする。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、外部役員等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めを設定を決議した評議員会の議事録を添付しなければならない（法人法第317条第2項）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき4万円である（登税法別表第一第24号（一）カ、ネ）。

イ 外部役員等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めを廃止による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、外部役員等が一般財団法人に対して負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めを廃止した旨、その定めを廃止により外部理事又は外部監事の登記を抹消する旨及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、外部役員等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めを廃止を決議した評議員会の議事録を添付しなければならない（法人法第317条第2項）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき4万円である（登税法別表第一第24号（一）カ、ネ）。

第3 解散及び清算

1 解散

(1) 解散の事由

一般財団法人は、次の事由によって解散するとされた（法人法第202条）。

ア 定款で定めた存続期間の満了

- イ 定款で定めた解散の事由の発生
- ウ 基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能
- エ 合併（合併により当該一般財団法人が消滅する場合に限る。）
- オ 破産手続開始の決定
- カ 解散を命ずる裁判

(ア) 解散命令

裁判所は設立が不法な目的に基づいてされたとき等の法人法第261条第1項各号に掲げる場合において、公益を確保するため一般財団法人の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は利害関係人の申立てにより、一般財団法人の解散を命ずることができるとされた（法人法第261条第1項）。

(イ) 解散の訴え

法人法第268条各号に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、評議員は、訴えをもって一般財団法人の解散を請求することができる（法人法第268条）。

- キ ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも300万円未満となった場合（新設合併により設立する一般財団法人にあつては、当該法人の成立の日における貸借対照表及びその成立の日の属する事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも300万円未満となった場合。法人法第202条第2項、第3項）

(2) 申請による解散の登記の手續

ア 登記期間等

一般財団法人が(1)のアからウまで又はキの各事由により解散したときは、2週間以内に、主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならないとされた（法人法第308条第1項）。

イ 登記すべき事項

登記すべき事項は、解散の旨並びにその事由及び年月日である（法人法第308条第2項）。

ウ 添付書面

解散の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（法人法第324条）。

(ア) (1)のイ、ウ又はキの事由の発生を証する書面

(イ) 一般財団法人を代表すべき清算人が申請するとき（理事が清算人となる場合において、代表理事が清算人となる場合を除く。）は、その資格を証する

書面

エ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円である（登税法別表第一第24号（一）ソ）。

オ 解散の登記に伴う職権抹消

解散の登記をしたときは、登記官は、職権で、次に掲げる登記を抹消しなければならないとされた（登記規則第3条，商登規第72条）。

(ア) 理事，代表理事及び外部理事に関する登記

(イ) 会計監査人設置一般財団法人である旨の登記及び会計監査人に関する登記

(3) 休眠一般財団法人のみなし解散

最後の登記後5年を経過した一般財団法人については、法務大臣が主たる事務所の所在地を管轄する登記所に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告し、その公告の日から2か月以内に届出をしないとき（当該期間内に登記がされたときを除く。）は、その期間の満了の時に解散したものとみなすとされた（法人法第203条第1項）。

この場合における解散の登記は、登記官が職権で行うとされた（法人法第330条，商登法第72条）。

(4) 一般財団法人の継続

一般財団法人は、(1)のキの事由による解散後、清算事務年度（解散した日の翌日又はその後毎年その日に相当する日から始まる各1年の期間をいう。法人法第227条第1項）に係る貸借対照表上の純資産額が300万円以上となった場合には、清算が終了するまでの間、評議員会の特別決議によって、一般財団法人を継続することができるとされた。また、(3)により解散したものとみなされた場合には、清算が終了するまで（解散したものとみなされた後3年以内に限る。）、評議員会の特別決議によって、一般財団法人を継続することができるとされた（法人法第204条，第189条第2項第5号）。

(5) 設立無効又は取消しの判決後の継続

一般財団法人の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、その無効又は取消しの原因が一部の設立者のみにあるときは、他の設立者の全員の同意によって、当該一般財団法人を継続することができるとされた（法人法第276条第2項，第1項）。

2 清算

(1) 清算の手続

ア 清算一般財団法人の機関

清算をする一般財団法人（以下「清算一般財団法人」という。）は、評議

員，評議員会及び清算人のほか，定款の定めによって，清算人会又は監事を置くことができるとされ，また，清算一般財団法人については，解散前の一般財団法人におけるその余の機関に関する規律の適用はないとされた（法人法第208条第1項，第2項，第4項）。

また，法人法第206条各号に掲げる場合に該当することとなった時において大規模一般財団法人であった清算一般財団法人は，監事を置かなければならないとされた（法人法第208条第3項）。

イ 清算人及び代表清算人

(ア) 清算一般財団法人の代表及び業務執行

清算一般財団法人における清算人による当該清算一般財団法人の代表及び業務執行については，解散前の一般財団法人における理事及び代表理事の場合と同様である（第2の4の(1)のイ参照）。

(イ) 員数

清算人は，清算人会を置かない一般財団法人にあつては1人以上で足り（法人法第208条第1項），清算人会を置く一般財団法人（以下「清算人会設置一般財団法人」という。）においては3人以上でなければならないとされた（法人法第209条第5項，第65条第3項）。

(ウ) 清算人の選任

次に掲げる者は，清算一般財団法人の清算人となるとされた（法人法第209条）。

- a 理事（b又はcに掲げる者がある場合を除く。）
- b 定款で定める者
- c 評議員会の決議によって選任された者
- d 裁判所が選任した者

(エ) 代表清算人の選定

a 清算人会設置一般財団法人以外の清算一般財団法人

代表清算人その他清算一般財団法人を代表する者を定めないときは，各清算人が代表清算人となるとされた（法人法第214条第1項）。

ただし，(ウ)のaにより理事が清算人となる場合において，代表理事を定めていたときは，当該代表理事が代表清算人となり（同条第4項），また，清算人会設置一般財団法人以外の清算一般財団法人は，次の方法のいずれかにより，清算人の中から代表清算人を定めることができるとされた（同条第3項）。

(a) 定款

(b) 定款の定めに基づく清算人（裁判所が選任したものを除く。）の互選

(c) 評議員会の決議

なお、(ウ)のdにより裁判所が清算人を選任する場合には、裁判所は、清算人の中から代表清算人を定めることができることとされた（法人法第214条第5項）。

b 清算人会設置一般財団法人

(ウ)のaにより理事が清算人となる場合において、代表理事を定めていたときは、当該代表理事が代表清算人となるとされた（法人法第214条第4項）。

清算人会設置一般財団法人は、他に代表清算人があるときを除き、清算人会の決議により、清算人の中から代表清算人を選定しなければならないとされた（法人法第220条第3項）。

なお、裁判所が代表清算人を定めることができることは、aと同様である。

(オ) 任期

清算人については、任期の上限はない。

(カ) 解任

清算人（裁判所が選任したものを除く。）が職務上の義務に違反したとき等の法人法第210条第2項各号のいずれかの事由に該当するときは、評議員会の決議によって、その清算人を解任することができ、また、重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を解任することができることとされた（法人法第210条第2項、第3項）。

(キ) 清算人に欠員を生じた場合の措置

清算人に欠員を生じた場合の措置については、理事に欠員が生じた場合と同様である（法人法第210条第4項、第75条第1項、第2項。第2の4の(1)のカ参照）。

ウ 清算人会

清算人会の議事録及び清算人会の決議の省略の制度の創設については、理事会の場合と同様である（法人法第221条第5項、第95条第3項、第96条、施行規則第68条、第2の5参照）。

エ 監事

清算一般財団法人の監事については、大規模一般財団法人であった清算一般財団法人を除き、必置の機関ではなく、定款で任意に置くことができるものとされていること（ア参照）及び任期の上限がないこと（法人法第211条第2項第1号）を除き、解散前の一般財団法人の監事の場合と同様とされた。

したがって、一般財団法人が清算一般財団法人になった場合には、原則とし

て監事を置くことはできなくなり、既存の監事は任期満了により退任することとなる。もっとも、清算の開始前に、その定款に清算一般財団法人となった場合には監事を置くこととする旨の定めを設けておくことは可能であり、そのような定款の定めがある場合には、一般財団法人が清算一般財団法人となっても、既存の監事の任期は当然には終了しない（この場合には、解散の日から2週間以内に、監事を置く清算一般財団法人である旨を登記しなければならない（法人法第310条第1項第4号、第3項）。）。そのため、一般財団法人が清算法人となった場合における監事に関する登記については、登記官による職権抹消の対象とはならない。

また、監事を置く清算一般財団法人が、監事を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更（ただし、清算開始時に大規模一般財団法人であった清算一般財団法人は、監事を置く旨の定款の定めを廃止することができない。法人法第208条第3項参照）をした場合には、当該監事は、当該定款の変更の効力発生時に退任するとされた（法人法第211条第1項）。

オ 合併の制限

清算一般財団法人は、吸収合併存続法人となることができないとされた（法人法第205条）。

(2) 清算の登記の手續

ア 登記すべき事項

清算開始時の理事が清算人となったときは解散の日から2週間以内に、清算人が選任されたときは就任の日から2週間以内に、主たる事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならないとされた（法人法第310条）。

(ア) 清算人の氏名

(イ) 代表清算人の氏名及び住所

(ウ) 清算一般財団法人が清算人会を置くときは、その旨

(エ) 清算一般財団法人が監事を置くときは、その旨

イ 清算人会設置一般財団法人以外の清算一般財団法人の清算人に関する登記の手續

(ア) 清算人及び代表清算人の登記

a 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

(a) 定款（法人法第326条第1項）

(b) 清算人の選任を証する書面

定款によって定めたときは定款（登記規則3条、商登規第61条第1

項)を、評議員会の決議によって選任したときはその議事録(法人法第317条第2項)を、裁判所が選任したときは裁判所の選任決定書等(法人法第326条第3項)を添付しなければならない。

(c) 清算人の中から代表清算人を定めたときは、その選定を証する書面
定款によって定めたときは定款(登記規則3条, 商登規第61条第1項)を、定款の定めに基づく清算人の互選によって定めたときは定款及びその互選を証する書面(登記規則3条, 商登規第61条第1項, 法人法第317条第1項)を、評議員会の決議によって定めたときはその議事録(法人法第317条第2項)を、裁判所が定めたときは裁判所の選定決定書等(法人法第326条第3項)を添付しなければならない。

(d) 清算人及び代表清算人が就任を承諾したことを証する書面
定款又は評議員会の決議によって清算人を選任したときは清算人の就任承諾書を、清算人(裁判所が選任したものを除く。)の中から清算人の互選により代表清算人を定めたとき((1)のイの(エ)のa参照)は代表清算人の就任承諾書を添付しなければならない(法人法第326条第2項)。

b 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき9,000円である(登税法別表第一第24号(四)イ)。

(イ) 清算人又は代表清算人の就任による変更の登記

登記の申請書には、(ア)のaの(b)から(d)までの書面を添付しなければならない。

(ウ) 清算人又は代表清算人の退任による変更の登記

登記の申請書には、退任の事由を証する書面を添付しなければならない(法人法第327条第2項)。

ウ 清算人会設置一般財団法人の清算人に関する登記の手続

(ア) 清算人、代表清算人及び清算人会設置一般財団法人である旨の登記

a 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

(a) 定款(法人法第326条第1項)

(b) 清算人の選任を証する書面

清算人会設置一般財団法人以外の清算一般財団法人の場合と同様である(イの(ア)のaの(b)参照)。

(c) 代表清算人の選定を証する書面

清算人会の決議により選定したときはその議事録(法人法第317条

第2項)を、裁判所が定めたときは裁判所の選定決定書等(法人法第326条第3項)を添付しなければならない。

(d) 清算人及び代表清算人が就任を承諾したことを証する書面

定款又は評議員会の決議によって清算人を選任したときは清算人の就任承諾書を、清算人会の決議によって代表清算人を選定したときは代表清算人の就任承諾書を添付しなければならない(法人法第326条第2項)。

b 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき9,000円である(登税法別表第一第24号(四)イ)。

(イ) 清算人及び代表清算人の就任又は退任による変更の登記

登記の申請書には、(ア)のaの(b)から(d)までの書面又は退任の事由を証する書面を添付しなければならない(法人法第327条第2項)。

(ウ) 清算人会設置一般財団法人の定めの設定又は廃止による変更の登記

a 添付書面

登記の申請書には、清算人会設置一般財団法人の定めの設定又は廃止を決議した評議員会の議事録を添付しなければならない(法人法第317条第2項)。

b 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6,000円である(登税法別表第一第24号(四)ニ)。

エ その他

清算一般財団法人の監事の登記は、解散前の一般財団法人の監事の登記の場合と同様である(第2の6参照)。

3 清算の結了

清算事務が終了したときは、清算人は、決算報告を作成し、清算人会設置一般財団法人においては清算人会の承認を受けた上で、これを評議員会に提出し、その承認を受けなければならない(法人法第240条)。

清算結了の登記の申請書には、決算報告の承認をした評議員会の議事録を添付しなければならないが、清算人会の議事録の添付は要しない(法人法第328条)。

第4 その他

1 計算書類の公告

一般財団法人は、定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表(大規模一般財団法人にあつては、貸借対照表及び損益計算書。以下同じ。)を公告しなければならないとされた(法人法第199条、第128条第1項)。ただし、その公告方法が

官報に掲載する方法又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法である一般財団法人は、上記の貸借対照表の要旨を公告することで足りるとされた（法人法第199条、第128条第2項）。

また、その公告方法が官報に掲載する方法又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法である一般財団法人は、上記の貸借対照表の内容である情報を、定時評議員会の終結の日後5年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により開示する措置をとることができ、この場合においては、貸借対照表又はその要旨の公告をすることを要しないとされ（法人法第199条、第128条第3項）、当該一般財団法人が当該措置をとることとするときは、当該貸借対照表の内容である情報が掲載されているウェブページのアドレスを登記しなければならないとされた（法人法第302条第2項第13号）。

なお、この場合において、当該一般財団法人がその公告方法を電子公告又は当該一般財団法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法としたことによる変更の登記をしたときは、登記官は、職権で、当該一般財団法人の貸借対照表の内容である情報が掲載されているウェブページのアドレスの登記を抹消する記号を記録しなければならない（登記規則第3条、商登規第71条）。

2 定款の変更

定款は、評議員会の特別決議により変更することができる（法人法第200条第1項本文、第189条第2項第3号）。ただし、第1の1(2)の事項のうち、ア（目的）及びク（評議員の選任及び解任の方法）については、設立者が原始定款（設立に際して作成した定款）にこれらの事項を変更することができる旨を定めている場合及び裁判所の許可を受けた場合を除き、変更することができないとされた（法人法第200条第1項ただし書、第2項、第3項）。

3 事業の譲渡

一般財団法人が事業の全部の譲渡をするには、評議員会の特別決議によらなければならないとされた（法人法第201条、第189条第2項第4号）。

第4部 合併

第1 合併の手續

1 当事法人

一般社団法人又は一般財団法人は、他の一般社団法人又は一般財団法人と吸収合併又は新設合併をすることができる（法人法第242条、第2条第5号、第6号）。

吸収合併存続法人又は新設合併設立法人は、合併をする法人が一般社団法人のみである場合には一般社団法人でなければならない、合併をする法人が一般財団法人のみである場合には一般財団法人でなければならないとされた（法人法第243条第

1項)。

また、合併をする法人が一般社団法人のみである場合又は一般財団法人のみである場合以外の場合において、合併をする一般社団法人が合併契約の締結の日までに基金の全額を返還していないときは、吸収合併存続法人又は新設合併設立法人は、一般社団法人でなければならないとされた（法人法第243条第2項）。

2 吸収合併の手続

(1) 吸収合併契約

一般社団法人又は一般財団法人が吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次の事項を定めなければならないとされた（法人法第244条）。

ア 当事法人の名称及び住所

イ 効力発生日

(2) 吸収合併契約の承認

吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人は、効力発生日の前日までに、社員総会又は評議員会の特別決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならないとされた（法人法第247条、第251条第1項、第49条第2項第7号、第189条第2項第6号）。

(3) 債権者保護手続

吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別に催告しなければならないとされ、債権者がエの期間内に異議を述べなかった場合には、合併について承認をしたものとみなされるが、異議を述べた場合には、合併をしても当該債権者を害するおそれがないときを除き、当該法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないとされた（法人法第248条、第252条）。

ア 吸収合併をする旨

イ 吸収合併消滅法人にあつては吸収合併存続法人の、吸収合併存続法人にあつては吸収合併消滅法人の名称及び住所

ウ 吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人の計算書類に関する事項（最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨が公告されている場合における官報の日付及び掲載頁等。施行規則第76条、第79条）

エ 債権者が一定の期間（1か月を下ることができない。法人法第248条第2項、第252条第2項参照）内に異議を述べることができる旨

当該法人がこの公告を、官報のほか、定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするとき、各別の催告は要しないとされた（法人法第248条第3項、第252条第3項）。

(4) 効力発生日

吸収合併の効力は、吸収合併契約において定められた効力発生日に生ずるとされた（法人法第245条第1項）。

吸収合併消滅法人は、理事の決定（理事会設置一般社団法人及び一般財団法人にあっては、理事会の決議）に基づき、吸収合併存続法人との合意を経て、効力発生日を変更することができ、この場合には、吸収合併消滅法人は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならないものとされた（法人法第249条第1項、第76条第1項、第2項、第90条第2項第1号、第197条）。

3 新設合併の手続

(1) 新設合併契約

一般社団法人又は一般財団法人が新設合併をする場合には、新設合併契約において、次の事項を定めなければならないとされた（法人法第254条）。

ア 当事法人の名称及び住所

イ 新設合併設立法人の目的、名称及び主たる事務所の所在地

ウ イのほか、新設合併設立法人の定款で定める事項

エ 新設合併設立法人の設立に際して理事となる者の氏名

オ 新設合併設立法人が会計監査人設置法人である場合には、その設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称

カ 新設合併設立法人が監事設置一般社団法人である場合には、設立時監事の氏名

キ 新設合併設立法人が一般財団法人である場合には、設立時評議員及び設立時監事の氏名

(2) 新設合併契約の承認

新設合併消滅法人は、社員総会又は評議員会の特別決議によって合併契約の承認を受けなければならないとされた（法人法第257条、第49条第2項第7号、第189条第2項第6号）。

(3) 債権者保護手続

新設合併消滅法人がしなければならない債権者保護手続については、吸収合併の場合と同様である（法人法第258条、2の(3)参照）。

(4) 効力発生日

新設合併の効力は、登記の日に生ずるとされた（法人法第22条、第163条）。

第2 合併の登記の手続

1 吸収合併の登記

(1) 存続法人についてする変更の登記

主たる事務所の所在地における吸収合併存続法人の変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（法人法第322条）。

ア 吸収合併契約書

効力発生日の変更があった場合には、吸収合併存続法人において理事の過半数の一致があったことを証する書面又は理事会の議事録（法人法第317条第2項）及び効力発生日の変更に係る当事法人の合意書をも添付しなければならない。

イ 吸収合併存続法人の手続に関する次に掲げる書面

(ア) 合併契約の承認に関する書面（法人法第317条第2項）

社員総会又は評議員会の議事録を添付する。

(イ) 債権者保護手続関係書面（法人法第322条第2号）

法人法第252条第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により公告を官報のほか法人法第331条第1項の規定による定めに従い同項第2号又は第3号に掲げる方法によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付する。

ウ 吸収合併消滅法人の手続に関する次に掲げる書面

(ア) 吸収合併消滅法人の登記事項証明書（当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅法人の主たる事務所がある場合を除く。）

(イ) 吸収合併契約の承認があったことを証する書面

社員総会又は評議員会の議事録を添付する。

(ウ) 債権者保護手続関係書面

吸収合併消滅法人において法人法第248条第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により公告を官報のほか法人法第331条第1項の規定による定めに従い同項第2号又は第3号に掲げる方法によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付する。

(2) 消滅法人についてする解散の登記

吸収合併においては、吸収合併による変更の登記と消滅法人の解散の登記とを同時に申請する必要がある（法人法第330条、商登法第82条第3項）。消滅法人の解散の登記の申請については、添付書面は要しない（法人法第330条、商登法第82条第4項）。

2 新設合併の登記

(1) 新設法人についてする設立の登記

主たる事務所の所在地における新設合併設立法人の設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（法人法第323条）。

ア 新設合併契約書

イ 新設合併設立法人に関する次に掲げる書面

(ア) 定款

(イ) 設立時理事が設立時代表理事を選定したときは、これに関する書面

(ロ) 設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事が就任を承諾したことを証する書面

(エ) 設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

a 就任を承諾したことを証する書面

b 設立時会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

c 設立時会計監査人が法人でないときは、公認会計士であることを証する書面（別紙参照）

ウ 新設合併消滅法人の手續に関する次に掲げる書面

(ア) 新設合併消滅法人の登記事項証明書（当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅法人の主たる事務所がある場合を除く。）

(イ) 新設合併契約の承認に関する書面

社員総会又は評議員会の議事録を添付する。

(ロ) 債権者保護手續関係書面

新設合併消滅法人において法人法第258条第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により公告を官報のほか法人法第331条第1項の規定による定めに従い同項第2号又は第3号に掲げる方法によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付する。

(2) 消滅法人についてする解散の登記

新設合併においては、新設合併による設立の登記と消滅法人の解散の登記とを

同時に申請する必要がある（法人法第330条，商登法第82条第3項）。消滅法人の解散の登記の申請については，添付書面は要しない（法人法第330条，商登法第82条第4項）。

第5部 公益法人

第1 公益認定

1 公益認定の手續

公益目的事業（学術，技芸，慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる種類の事業であつて，不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。認定法第2条第4号）を行う一般社団法人又は一般財団法人は，行政庁（認定法第3条各号に掲げる公益法人の区分に応じ，当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事（認定法第3条））に対し公益認定の申請をすることができ，行政庁は，認定法第8条に規定する意見聴取を経て，当該法人が認定法第5条各号に掲げる基準（一般社団法人にあつては，理事会及び監事を置いていること等。同条第14号ハ，法人法第61条参照）に適合すると認めるときは，当該法人について公益認定をするものとされた（認定法第4条，第5条）。

公益認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人（以下それぞれ「公益社団法人」又は「公益財団法人」といい，これらを「公益法人」と総称する。認定法第2条第1号から第3号まで）は，その名称中の一般社団法人又は一般財団法人の文字をそれぞれ公益社団法人又は公益財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなすとされた（認定法第9条第1項）。

2 公益認定による名称の変更の登記の手續

(1) 登記すべき事項

登記すべき事項は，法人の名称，名称を変更した旨及び変更年月日である。

(2) 添付書面

登記の申請書には，公益認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない（認定法第9条第2項）。

(3) 登録免許税額

登録免許税は課されない（登税法第5条第14号）。

第2 公益法人に関する規律

1 名称使用制限

公益社団法人又は公益財団法人は，その種類に従い，その名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いなければならないとされた（認定法第9条第3項）。

公益社団法人又は公益財団法人でない者は，その名称又は商号中に，公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないとさ

れた（認定法第9条第4項）。

2 変更の認定

公益法人は、主たる事務所又は従たる事務所の所在場所の変更、公益目的事業の種類又は内容の変更等の認定法第11条第1項各号に掲げる変更（認定法施行規則第7条で定める軽微な変更を除く。）をする場合には行政庁の認定を受けなければならないが、当該変更に係る変更の登記の申請書には、当該変更について行政庁の認可を受けたことを証する書面の添付は要しない。

3 合併による地位の承継の認可

公益法人が新設合併消滅法人となる新設合併契約を締結したときは、当該公益法人（当該公益法人が2以上ある場合にあっては、その1）は、新設合併設立法人が当該公益法人の地位を承継することについて、行政庁の認可を申請することができ、当該認可があった場合には、新設合併設立法人は、その成立の日に、当該公益法人の地位を承継するとされた（認定法第25条第1項、第3項）。

公益法人を新設合併消滅法人とする新設合併をする場合において、新設合併設立法人が当該公益法人の地位を承継する場合には、新設合併設立法人の設立の登記の申請書には、当該承継について行政庁の認可を受けたことを証する書面をも添付しなければならない（法人法第330条、商登法第19条）。

第3 公益認定の取消し

行政庁が、認定法第29条第1項又は第2項の規定に基づき公益認定の取消しの処分をしたときは、当該処分を受けた公益法人は、その名称中の公益社団法人又は公益財団法人という文字をそれぞれ一般社団法人又は一般財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなすとされた（認定法第29条第5項）。

行政庁は、公益認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該公益法人の主たる事務所及び従たる事務所の管轄登記所に当該公益法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならないとされた（認定法第29条第6項）。

なお、この名称の変更の登記については、登録免許税は課されない（登税法第5条第14号）。

第6部 中間法人に関する経過措置

第1 有限責任中間法人に関する経過措置

1 旧有限責任中間法人の存続等

中間法人法（平成13年法律第49号）は整備法により廃止されるが、その廃止後も、整備法の施行の際現に存する有限責任中間法人（以下「旧有限責任中間法人」という。）は、整備法の施行の日（以下「施行日」という。）以後は、特段の経手を経ることなく、法人法の規定による一般社団法人として存続するとされた（整備法第1条、第2条第1項）。

これに伴い、旧有限責任中間法人の定款については、これを整備法第2条第1項の規定により存続する一般社団法人の定款とみなすとされた（整備法第2条第2項）。

なお、旧有限責任中間法人の設立について施行日前に行った手続は、施行日前にこれらの行為の効力が生じない場合には、その効力を失う（整備法第4条）ため、施行日以後に、新たに有限責任中間法人が設立されることはない。

2 一般社団法人に関する法人法の規定の特則及び経過措置

1により一般社団法人として存続する旧有限責任中間法人（以下「存続有限責任中間法人」という。）について、次の特則及び経過措置が定められた。

(1) 定款の記載事項

旧有限責任中間法人の定款における整備法による廃止前の中間法人法（以下「旧中間法人法」という。）第10条第3項各号に掲げる事項（①目的、②名称、③基金の拠出者の権利に関する規定、④基金の返還の手続、⑤公告の方法、⑥社員の氏名又は名称及び住所、⑦主たる事務所の所在地、⑧社員たる資格の得喪に関する規定、⑨事業年度）の記載又は記録は、それぞれ存続有限責任中間法人の定款における法人法第11条第1項各号及び第131条各号に掲げる事項の記載又は記録とみなすとされた（整備法第5条第1項）。

存続有限責任中間法人の定款には、監事を置く旨及び法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる旨の定めがあるものとみなすとされた（整備法第5条第2項）。

旧有限責任中間法人の定款における理事会を置く旨の定めは、法人法に規定する理事会を置く旨の定めとしての効力を有しないとされた（整備法第5条第3項）。

(2) 登記すべき事項等

ア 登記すべき事項

存続有限責任中間法人の主たる事務所の所在地において登記すべき事項は、次の特則を除き、一般社団法人の登記すべき事項と同様とされた（法人法第301条第2項）。

(ア) 理事、代表理事及び監事の登記の登記事項については、3の名称の変更の登記をするまでの間は、なお従前の例によるとされた（整備法第22条第3項、旧中間法人法第7条第2項第5号、第6号参照）。

(イ) 継続及び清算に関する登記の登記事項については、原則として法人法の規定によるとされた。ただし、施行日前に清算人の登記をした場合にあつては、従前と同様に、清算人の氏名及び住所を登記すれば足り、代表清算人については登記することを要しないとされた（整備法第19条）。

イ 職権登記

存続有限責任中間法人の定款には、監事を置く旨の定めがあるものとみなすとされ（整備法第5条第2項）、登記官は、存続有限責任中間法人について、職権で、監事設置一般社団法人である旨の登記をしなければならないとされた（整備法第23条第7項）。

また、法人法において登記すべき事項でなくなった事項（基金の総額等）については、登記官が職権で抹消しなければならないとされた（整備省令第9条第1項第1号から第6号まで。平成20年9月1日付け法務省民商第2054号当職通達参照）。

(3) 名称使用制限

存続有限責任中間法人は、3のとおり一定の時までに定款を変更してその名称中に一般社団法人という文字を用いる名称の変更をしなければならないが、それまでは、その名称中に一般社団法人の文字を用いることを要しないとされた（整備法第3条第1項）。

(4) 機関

ア 機関設計

存続有限責任中間法人は、通常の一般社団法人の場合と同様に、1人又は2人以上の理事（理事会を置く存続有限責任中間法人にあつては、3人以上の理事）を置かなければならず、また、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を置くことができるとされた（法人法第60条、第65条第3項、第2部の第2の1の(1)参照）。

ただし、大規模一般社団法人における会計監査人の設置義務に係る規定は、整備法の施行日の属する事業年度の終了後最初に招集される定時社員総会の終結の時までは、適用されない（整備法第10条）。

なお、理事会、監事又は会計監査人の設置状況は、登記すべき事項である（第2部の第1の2の(2)のア参照）。

イ 社員総会

施行日前に社員総会の招集の手続が開始された場合における社員総会の権限及び手続については、なお従前の例によるとされた（整備法第8条）。

施行日前に旧有限責任中間法人の社員総会が旧中間法人法の規定に基づいてした理事又は監事の選任その他の事項に関する決議は、当該決議があつた日に、存続有限責任中間法人の社員総会が法人法の相当規定に基づいてした決議とみなすとされた（整備法第9条）。

ウ 理事、代表理事及び監事

施行日前に旧有限責任中間法人が旧中間法人法の規定に基づいて選任した理

事又は監事は、存続有限責任中間法人が法人法の規定に基づいて選任した理事又は監事とみなすとされた（整備法第9条）。

旧有限責任中間法人が旧中間法人法第45条第2項ただし書の規定によって定めた代表理事は、引き続き存続有限責任中間法人の代表理事としての地位を有するとされた（整備法第2条第2項、第9条、第14条）。

整備法の施行の際現に旧有限責任中間法人の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例によるとされた（整備法第13条、旧中間法人法第41条、第53条参照）。

(5) 継続及び清算

施行日前に生じた事由により解散した場合における存続有限責任中間法人の継続及び清算については、なお従前の例によるとされ、その場合における登記の申請その他の登記に関する手続についても、なお従前の例によるとされた（整備法第19条本文、第23条第8項）。

ただし、継続及び清算に関する登記の登記事項（施行日前に清算人の登記をした場合にあつては、主たる事務所の所在地における登記事項のうち清算人及び代表清算人の氏名及び住所を除く。）については、法人法の定めるところによるとされた（整備法第19条ただし書）。

3 名称の変更

(1) 名称の変更の手続

存続有限責任中間法人は、施行日の属する事業年度の終了後最初に招集される定時社員総会の終結の時までに、その名称中に一般社団法人という文字を用いる名称の変更をする定款の変更をしなければならないとされた（整備法第3条第1項）。

(2) 名称の変更の登記の手続

(1)の名称の変更の登記をする場合には、併せて、理事、代表理事及び監事の全員について、理事及び監事の氏名並びに代表理事の氏名及び住所の登記をしなければならないとされた（整備法第22条第4項）。

(3) 登録免許税

登録免許税は課されない（所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号。以下「税改法」という。）附則第27条第2項第3号）。

第2 無限責任中間法人に関する経過措置

1 旧無限責任中間法人の存続等

整備法による中間法人法の廃止後も、整備法の施行の際現に存する無限責任中間法人（以下「旧無限責任中間法人」という。）は、名称中に無限責任中間法人という文字を用いなければならない一般社団法人（以下「特例無限責任中間法人」とい

う。)として存続するとされた(整備法第24条第1項,第25条第1項)。

これに伴い,旧無限責任中間法人の定款については,これを存続する一般社団法人の定款とみなすとされた(整備法第24条第2項)。

なお,旧無限責任中間法人の設立について施行日前に行った手続は,施行日前にこれらの行為の効力が生じない場合には,その効力を失うため,施行日以後に,新たに無限責任中間法人が設立されることはない(整備法第26条)。

2 一般社団法人に関する法人法の規定の特則及び経過措置

特例無限責任中間法人に関する登記及び登記の手続,定款の記載事項,社員の資格の得喪,業務の執行,法人の代表,定款の変更,解散事由及び解散法人の継続,清算等については,なお従前の例によるとされた(整備法第27条)。

特例無限責任中間法人については,通常的一般社団法人における機関設計に関する規律及び合併等に関する規定等は適用しないとされた(整備法第29条)。

3 名称の変更による通常的一般社団法人への移行

(1) 移行の手続

ア 名称の変更

特例無限責任中間法人は,施行日から起算して1年を経過するまでの間,その名称中に一般社団法人という文字を用いる名称の変更(以下3及び4において「移行」という。)をすることができるとされた(整備法第30条)。

イ 総社員の同意

特例無限責任中間法人は,移行を行う場合には,総社員の同意によって,次の事項を定めなければならないとされた(整備法第31条)。

(ア) 移行後の一般社団法人の目的,名称,主たる事務所の所在地,社員の資格の得喪に関する規定,公告方法及び事業年度

(イ) (ア)に掲げるもののほか,移行後の一般社団法人の定款で定める事項

(ウ) 移行後の一般社団法人の理事の氏名

(エ) 移行後の一般社団法人が監事設置一般社団法人であるときは,監事の氏名

(オ) 移行後の一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人であるときは,会計監査人の氏名又は名称

ウ 債権者保護手続

移行をする特例無限責任中間法人は,イに掲げる事項を定めた日から2週間以内に,移行をする旨及び債権者が一定の期間内(1か月を下ることができない。)に異議を述べることを官報に公告し,かつ,知れている債権者には,各別に催告しなければならないとされ(整備法第32条第2項),債権者が当該一定の期間内に異議を述べなかった場合には,移行について承認をしたものとみなされるが(同条第3項),異議を述べた場合には,移行をして

も当該債権者を害するおそれがないときを除き、当該特例無限責任中間法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に対し弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないとされた（同条第4項）。

エ 効力発生日

移行の効力は、登記の日に生ずるとされた（整備法第34条第1項）。

(2) 移行の登記の手続

ア 登記期間等

(1)のウの手続が終了したときは、特例無限責任中間法人は、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、特例無限責任中間法人については解散の登記をし、移行後の一般社団法人については設立の登記をしなければならないとされた（整備法第33条第1項）。

これらの登記の申請は、同時にしなければならず、いずれかにつき却下事由があるときは、共に却下しなければならない（整備法第36条第1項、第3項）。

イ 登記すべき事項

移行後の一般社団法人の設立の登記においては、特例無限責任中間法人の成立の年月日、特例無限責任中間法人の名称並びに名称の変更をした旨及びその年月日をも登記しなければならない（整備法第33条第2項）。

特例無限責任中間法人の解散の登記の登記すべき事項は、解散の旨並びにその事由及び年月日であり、この登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない（整備省令第10条）。

ウ 一般社団法人についてする設立の登記

(ア) 添付書面（整備法第35条）

- a (1)のイに掲げる事項を定めたことを証する書面
- b 定款
- c 移行後の一般社団法人の理事（監事設置一般社団法人である場合にあっては、理事及び監事）が就任を承諾したことを証する書面
- d 移行後の一般社団法人の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面
 - (a) 会計監査人が就任を承諾したことを証する書面
 - (b) 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
 - (c) 会計監査人が法人でないときは、公認会計士であることを証する書面（別紙参照）
- e 債権者保護手続関係書面

整備法第32条第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該移行をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付する。

f cの書面の理事（設立しようとする一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合にあっては、代表理事）の印鑑につき市区町村長の作成した証明書（登記規則3条，商登規第61条第2項，第3項）

(イ) 登録免許税

登録免許税は課されない（税改法附則第27条第2項第1号）。

エ 特例無限責任中間法人についてする解散の登記

添付書面は、要しない（整備法第36条第2項）。

また、登録免許税は課されない（税改法附則第27条第2項第1号）。

4 移行期間の満了による解散

施行日から1年を経過する日までに3の移行の登記の申請をしなかった特例無限責任中間法人は、当該日が経過した時に解散したものとみなすとされ、この場合の解散の登記は、登記官が職権とするものとされた（整備法第37条第1項，第3項，商登法第72条）。

この場合における清算人は、次に掲げる者になるとされた（整備法第37条第2項）。

(1) 社員（(2)又は(3)に掲げる者がある場合を除き、定款により業務執行社員を定めたときは、当該社員に限る。）

(2) 定款に定める者

(3) 社員の過半数によって選任された者

なお、清算の手續及び清算人の登記の手續は、旧中間法人法の規定による（整備法第27条第1号，第16号，旧中間法人法第3章第6節参照）。

第7部 民法法人に関する経過措置

第1 旧民法法人の存続等

整備法の施行後も、旧社団法人（整備法による改正前の民法（明治29年法律第89号。以下「旧民法」という。）第34条の規定に基づいて設立された社団法人であって整備法施行の際現に存するもの及び整備法による改正前の民法施行法（以下「旧民法施行法」という。）第19条第2項の認可を受けた社団法人であって整備法施行の際現に存するものをいう。整備法第48条第1項）又は旧財団法人（旧民法第34条の規定に基づいて設立された財団法人であって整備法施行の際現に存するもの及び旧民法施行法第19条第2項の認可を受けた財団法人であって整備法施行の際現に存

するものをいう。整備法第48条第1項)は、施行日以後は、特段の手続を経ることなく、それぞれ法人法の規定による一般社団法人又は一般財団法人として存続するとされた(整備法第40条第1項、第41条第1項)。

これに伴い、旧社団法人又は旧財団法人(以下「旧民法法人」と総称する。)の定款又は寄附行為については、これらを存続する一般社団法人又は一般財団法人の定款とみなすとされた(整備法第40条第2項、第41条第2項)。

第2 特例民法法人に関する経過措置及び法人法の特則

第1により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項又は第121条第1項の移行の登記をしていないもの(以下それぞれ「特例社団法人」又は「特例財団法人」といい、これらを「特例民法法人」と総称する。)について、次の経過措置及び法人法の特則が定められた。

1 定款の記載事項

(1) 特例社団法人

旧社団法人の定款における旧民法第37条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事項(①目的、②名称、③事務所の所在地(主たる事務所の所在地に限る。))及び④社員の資格の得喪)の記載は、それぞれ存続する一般社団法人の定款における法人法第11条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項の記載とみなすとされた(整備法第80条第1項)。

特例社団法人の定款には、法人法第11条第1項第6号(公告方法)及び第7号(事業年度)の事項は記載することを要しないとされた(整備法第80条第2項)。

旧社団法人の定款における理事会又は会計監査人を置く旨の定めは、それぞれ法人法に規定する理事会又は会計監査人を置く旨の定めとしての効力を有しないとされた(整備法第80条第3項)。

旧社団法人の定款における監事を置く旨の定めは、法人法に規定する監事を置く旨の定めとみなすとされ、また、社員総会の決議によって監事を置く旧社団法人の定款には、監事を置く旨の定めがあるものとみなすとされた(整備法第80条第4項、第5項)。

(2) 特例財団法人

旧財団法人の寄附行為における旧民法第37条第1号から第3号までに掲げる事項(①目的、②名称及び③事務所の所在地(主たる事務所の所在地に限る。))の記載は、それぞれ存続する一般財団法人の定款における法人法第153条第1号から第3号までに掲げる事項の記載とみなすとされた(整備法第89条第1項)。

特例財団法人の定款には、法人法第153条第1項第8号(評議員の選任及び

解任の方法)、第9号(公告方法)及び第10号(事業年度)の事項は記載することを要しないとされた(整備法第89条第2項)。ただし、第3の1の移行期間中に任意に評議員を設置した特例財団法人(評議員設置特例財団法人)の定款には、評議員の選任及び解任の方法を記載する必要がある(整備法第89条第3項)。

旧財団法人の寄附行為における評議員、評議員会、理事会又は会計監査人を置く旨の定めは、それぞれ法人法に規定する評議員、評議員会、理事会又は会計監査人を置く旨の定めとしての効力を有しないとされた(整備法第89条第4項)。

旧財団法人の寄附行為における監事を置く旨の定めは、法人法に規定する監事をおく旨の定めとみなすとされた(整備法第89条第5項)。

2 登記すべき事項

(1) 特例社団法人

特例社団法人の主たる事務所の所在地において登記すべき事項は、次の特則を除き、一般社団法人の設立の登記における登記すべき事項と同様である(法人法第301条第2項、整備法第77条第2項、第3項、第4項、第6項)。

ア 整備法の施行の際現に登記されている「設立許可の年月日」の登記(旧民法第46条第1項第4号)については、なお従前の例による。

イ 理事及び代表理事の登記については、法人法第77条第3項の規定により代表理事を定め、又は理事会を置く旨の定款の変更をするまでは、従前と同様に、理事の氏名及び住所を登記すれば足り、代表理事の氏名及び住所は登記することを要しない。

ウ 整備法の施行の際現に監事を置くこととしていた特例社団法人については、理事会設置特例社団法人及び会計監査人設置特例社団法人を除き、監事設置一般社団法人である旨及び監事の氏名は登記することを要しない。

エ 解散及び清算に関する登記の登記事項については、原則として法人法の規定による。ただし、施行日前に解散をした場合にあつては清算結了の旨は登記することを要せず、また、施行日前に清算人の登記をした場合にあつては清算人の氏名及び住所を登記すれば足り、代表清算人については登記することを要しない。

(2) 特例財団法人

特例財団法人の主たる事務所の所在地において登記すべき事項については、(1)のア及びエと同様の特則があるほか、一般財団法人の設立の登記における登記すべき事項と同様である(法人法第302条第2項、整備法第77条第5項)。

評議員，理事及び監事の登記の登記事項については，評議員設置特例財団法人を除き，理事の氏名及び住所を登記すれば足りる。また，施行日前に清算人の登記をした場合にあっては，清算人の氏名及び住所を登記すれば足り，代表清算人の氏名及び住所並びに監事を置く旨は登記することを要しない。

3 名称使用制限

(1) 特例社団法人

特例社団法人は，その名称中に，一般社団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人という文字を用いてはならないとされた（整備法第42条第3項）。

なお，特例社団法人が一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないことについては，通常的一般社団法人の場合と同様である（法人法第5条第2項）。

(2) 特例財団法人

特例財団法人は，その名称中に，一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人という文字を用いてはならないとされた（整備法第42条第4項）。

なお，特例財団法人が一般社団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないことについては，通常的一般財団法人の場合と同様である（法人法第5条第3項）。

4 機関

(1) 機関設計

ア 特例社団法人

特例社団法人は，通常的一般社団法人の場合と同様に，1人又は2人以上の理事（理事会設置特例社団法人にあっては，3人以上の理事）を置かなければならず，また，定款の定めによって，理事会，監事又は会計監査人を置くことができることとされた（法人法第60条，第65条第3項。第2部の第2の1の(1)参照）。

ただし，特例社団法人については，大規模一般社団法人における会計監査人の設置義務に関する規定は適用されないとされた（整備法第54条，法人法第62条）。

なお，理事会，監事又は会計監査人の設置状況は，登記すべき事項である（第2部の第1の2の(2)のア参照）が，監事については，整備法の施行の際現に監事を置くこととしていない特例社団法人が施行日後監事を置くこととした場合，理事会設置特例社団法人である場合及び会計監査人設置特例社団法人である場合以外の場合は，監事設置一般社団法人である旨及び監事の氏名は登記することを要しない（2の(1)のウ参照）。

イ 特例財団法人

特例財団法人については、通常の一般財団法人の場合と異なり、評議員、評議員会、理事会及び監事を置くことは義務付けられず、1人又は2人以上の理事（理事会設置特例財団法人にあつては、3人以上の理事）を置かなければならないとされ（整備法第91条第1項、第6項）、また、定款の定めによつて、通常の一般財団法人と同様の機関構成をとることもできるとされた（整備法第91条第2項から第5項まで。第3部の第2の1の(1)参照）。

また、特例財団法人については、大規模一般財団法人における会計監査人の設置義務に関する規定は適用されないとされた（整備法第54条、法人法第171条）。

なお、会計監査人の設置状況は、登記すべき事項である（第3部の第1の2の(2)のア参照）。

(2) 評議員、理事、代表理事及び監事

ア 最初の評議員の選任

特例財団法人が最初の評議員を選任するには、旧主務官庁の認可を受けて理事が定める方法によるとされた（整備法第92条）。

イ 理事又は監事の存続等

整備法の施行の際現に存する旧民法法人に置かれている理事又は監事は、それぞれ法人法の規定によつて選任された理事又は監事とみなすとされた（整備法第48条第1項）。

旧民法法人が定款若しくは寄附行為、定款若しくは寄附行為の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によつて定めた代表理事は、法人法に規定する代表理事の地位を有しないとされた（整備法第48条第4項）。

ウ 理事及び監事の選任等

特例社団法人又は特例財団法人の理事の選任及び解任、資格並びに任期については、なお従前の例によるとされた。ただし、施行日後に理事会を置く定款の変更をした場合には、法人法の規定に従うとされた（整備法第48条第2項）。

整備法の施行の際現に監事を置くこととしていた特例民法法人の監事の選任及び解任、資格並びに任期についても、なお従前の例によるとされた。ただし、施行日後に特例社団法人が理事会若しくは会計監査人を置く定款の変更をした場合又は特例財団法人が評議員を置く定款の変更をした場合には、法人法の規定に従うとされた（整備法第48条第3項）。

5 解散及び清算

(1) 解散

ア 解散事由

(ア) 純資産額に係る解散事由の除外

特例財団法人については、純資産額が300万円を下回る場合における解散の規定は適用しないとされた（整備法第64条、法人法第202条第2項）。

(イ) 旧主務官庁の解散命令

特例民法法人については、旧民法法人の設立の許可の取消し及び解散の命令の規定（旧民法第71条、第68条第1項、旧民法施行法第23条）は適用しないとされ（整備法第95条）、これに代わる措置として、旧主務官庁による解散命令の規定が設けられた（整備法第96条）。

また、特例民法法人については、裁判所による解散命令の規定は適用しないとされた（整備法第74条）。

イ 休眠一般社団法人等のみなし解散

特例民法法人については、休眠一般社団法人又は休眠一般財団法人のみなし解散に関する規定は適用しないとされた（整備法第64条、法人法第149条、第203条）

ウ 一般社団法人等の継続

特例民法法人については、一般社団法人又は一般財団法人の継続に関する規定は適用しないとされた（整備法第64条、法人法第150条、第204条）

(2) 清算

特例民法法人の清算については、清算に関する登記の登記事項及び基金の返還に係る債務の弁済に関する規律（法人法第236条）を除き、なお従前の例によるとされた（整備法第65条、第77条第6項）。

6 合併

(1) 合併の手續

ア 当事法人

特例民法法人は、他の特例民法法人と合併（吸収合併に限る。）をすることができることとされた（整備法第66条第1項）。

吸収合併存続法人となる法人の種類に関する制限については、通常的一般社団法人又は一般財団法人の場合と同様である（第4部の第1の1参照）。

イ 吸収合併の手續

(ア) 吸収合併契約

特例民法法人の吸収合併契約には、当事法人の名称及び住所を定めなければならないが、効力発生日を定めることは要しないとされた（整備法第66条第1項、法人法第244条第2号参照）。

(イ) 吸収合併契約の承認

a 特例社団法人における承認

合併をする特例社団法人は、(ウ)の認可申請前に、社員総会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならないとされた。この場合において、社員総会の決議は、総社員の4分の3（定款の変更の要件についてこれと異なる割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならないとされた（整備法第67条第1項）。

b 特例財団法人（評議員設置特例財団法人を除く。）における承認

合併をする特例財団法人（評議員設置特例財団法人を除く。）は、(ウ)の認可申請前に、定款に定款の変更に関する定めがある場合にあっては当該定め（旧主務官庁の認可を要する旨の定めがあるときは、これを除く。）の例により、定款に定款の変更に関する定めがない場合にあっては旧主務官庁の承認を受けて理事の定める手続により、吸収合併契約の承認を受けなければならないとされた（整備法第67条第2項）。

c 評議員設置特例財団法人における承認

合併をする評議員設置特例財団法人は、(ウ)の認可申請前に、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならないとされた。この場合において、評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならないとされた（整備法第67条第3項）。

(ウ) 旧主務官庁による合併の認可

特例民法法人の合併は、合併後旧主務官庁（合併後存続する特例民法法人の当該合併後の業務の監督を行う旧主務官庁をいう。以下同じ。）の認可を受けなければ、その効力を生じないとされた（整備法第69条第1項）。

(エ) 債権者保護手続

合併消滅特例民法法人及び合併存続特例民法法人は、(ウ)の認可の通知のあった日から2週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならないとされ、債権者がcの期間内に異議を述べなかった場合には、当該合併について承認をしたものとみなされるが、異議を述べた場合には、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときを除き、当該法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないとされた（整備法第70条第4項から第6項まで、第71条）。

- a 合併をする旨
- b 合併消滅特例民法法人にあっては合併存続特例民法法人の、合併存続特例民法法人にあっては合併消滅特例民法法人の名称及び住所
- c 債権者が一定の期間（2か月を下ることができない。整備法第70条第4項）内に異議を述べるができる旨

(オ) 効力発生日

吸収合併の効力は、登記の日に生ずるとされた（整備法第72条第1項）。

(2) 合併の登記の手続

ア 登記の起算点

特例民法法人の吸収合併の登記の起算点は、合併消滅特例民法法人において債権者保護手続が終了した日又は合併存続特例民法法人において債権者保護手続が終了した日のいずれか遅い日であり、その日から2週間以内にその主たる事務所の所在地において登記しなければならない（整備法第72条第1項、法人法第306条第1項）。

イ 添付書面

主たる事務所の所在地における合併存続特例民法法人の変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（整備法第154条第7項、法人法第322条、第330条、商登法第19条）。

(ア) 吸収合併契約書

(イ) 吸収合併存続特例民法法人の手続に関する次に掲げる書面

a 合併契約の承認に関する書面

整備法第67条の規定による吸収合併契約の承認があったことを証する書面

b 債権者保護手続関係書面

整備法第71条において準用する第70条第4項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付する。

(ウ) 吸収合併消滅特例民法法人の手続に関する次に掲げる書面

a 合併消滅特例民法法人の登記事項証明書（当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅特例民法法人の主たる事務所がある場合を除く。）

b 合併契約の承認に関する書面

整備法第67条の規定による吸収合併契約の承認があったことを証する

書面

c 債権者保護手続関係書面

吸収合併消滅法人において整備法第70条第4項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付する。

(エ) 合併後旧主務官庁による認可書

7 その他

(1) 定款の変更に関する特則

ア 特例社団法人

特例社団法人の定款の変更については、従前と同様に、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の4分の3以上の同意があるときに限り変更することができ、当該変更については、主務官庁の認可を受けなければその効力を生じないとされた（整備法第88条、第95条、旧民法第38条）。

イ 特例財団法人

(ア) 特例財団法人（評議員設置特例財団法人を除く。以下(ア)から(エ)までについて同じ。）の定款の変更については、その定款に定款の変更に関する定めがある場合に限り、当該定めに従い、これをすることができるとされた（整備法第94条第2項）。

(イ) 定款に定款の変更に関する定めがない特例財団法人は、理事（清算特例財団法人にあつては、清算人）の定めるところにより、定款の変更に関する定めを設ける定款の変更をすることができるとされた（整備法第94条第3項）。

(ウ) 特例財団法人の定款の変更は、旧主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じないとされた（整備法第94条第6項）。

(エ) 特例財団法人が登記すべき事項につき(ア)又は(イ)の手続を要するときは、申請書にこれらの手続があつたことを証する書面を添付しなければならない（整備法第154条第6項）。

(オ) 評議員設置特例財団法人は、評議員の決議によって、定款を変更することができる。ただし、定款の定めのうち、目的（法人法第153条第1項第1号）並びに評議員の選任及び解任の方法（同項第8号）については、これらの事項を評議員会の決議によって変更することができる旨を定款で定めたときに限り、評議員会の決議によって、変更することができるとされた（整備法第94条第4項、法人法第200条）。

(2) 施行日前に旧民法の設立許可を受けた場合の設立の登記

施行日前に旧民法第34条に基づく設立許可の申請があった場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされない場合には、当該申請は、同日に、却下されたものとみなされるが、施行日前に旧民法第34条の許可を受けた場合における設立の登記については、なお従前の例によるとされた（整備法第43条）。

(3) 登録免許税

登録免許税は課されない（税改法附則第27条第1項）。

第3 公益法人への移行

1 移行の手続

公益目的事業を行う特例社団法人又は特例財団法人は、施行日から起算して5年を経過する日までの期間（以下「移行期間」という。）内に、行政庁の認定を受け、それぞれ認定法の規定による公益社団法人又は公益財団法人となることができるとされた（整備法第44条）。

この認定を受けようとする特例社団法人又は特例財団法人が整備法第106条第1項の登記をすることを停止条件として行った名称の変更その他の定款の変更については、旧主務官庁の認可を要しないとされた（整備法第102条）。

2 移行の登記の手続

(1) 登記期間等

特例民法法人が1の認定を受けたときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、当該特例民法法人については解散の登記をし、名称の変更後の公益法人については設立の登記をしなければならないとされた（整備法第106条第1項）。

これらの登記の申請は、同時にしなければならない、いずれかにつき却下事由があるときは、共に却下しなければならない（整備法第159条第1項、第3項）。

(2) 名称の変更後の公益法人についてする設立の登記

ア 登記すべき事項

登記すべき事項は、一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記における登記すべき事項と同一の事項のほか、特例民法法人の成立の年月日、特例民法法人の名称並びに名称を変更した旨及びその年月日である（整備法第157条）。

名称の変更後の公益法人についてする設立の登記においては、登記官は、職権で、すべての理事につきその就任年月日を記録するものとする。この場合においては、特例民法法人の理事が名称の変更の時に退任しないときにおいて

は、その就任年月日（法人の成立時から在任する理事にあっては、法人の成立の年月日）を移記し、理事が名称の変更の時に就任したときにあつては、名称の変更の年月日を記録しなければならない。

また、監事については、理事と同様に、整備法の施行の際現に存する旧社団法人又は旧財団法人に置かれている監事は法人法に基づく監事とみなすとされた（整備法第48条第1項）が、旧民法法人では登記事項とされていないことから、申請に基づき、その就任年月日を記録することとなる。ただし、整備法施行後、名称の変更までの間に新たに監事について登記がされていたときにあつては、登記官は、職権で、その就任年月日を移記し、監事が名称の変更の時に就任したときにあつては、登記官は、職権で、名称の変更の年月日を記録しなければならない。

会計監査人については、登記官は、職権で、その就任年月日を記録するものとする。整備法施行後名称の変更までの間に会計監査人について登記がされているときにあつては、その就任年月日を移記し、会計監査人が名称の変更の時に就任したときにあつては、就任年月日（名称の変更の年月日）を記録しなければならない。

特例財団法人における評議員についても、会計監査人の場合と同様である。

イ 添付書面

主たる事務所の所在地における移行による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- (ア) 1の認定を受けたことを証する書面（整備法第158条第1号）
- (イ) 定款（整備法第158条第2号）
- (ウ) 定款変更の процедуруしたことを証する書面（法人法第317条、整備法第154条第6項）
- (エ) 新たに選任する評議員、理事、代表理事、監事又は会計監査人がいる場合には、次に掲げる書面
 - a 選任に関する書面（法人法第317条）
 - b 就任を承諾したことを証する書面（整備法第158条第3号、法人法第320条）
 - c 新たに選任する評議員がいる場合は、整備法第92条の認可を受けたことを証する書面（整備法第158条第3号）
 - d 新たに選任する会計監査人がいる場合には、次に掲げる書面（整備法第158条第4号）
 - (a) 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
 - (b) 会計監査人が法人でないときは、公認会計士であることを証する書面

(別紙参照)

(オ) 代表理事の就任承諾書についての印鑑証明書（登記規則第3条，商登規第61条第2項，第3項）

(カ) 代表理事の選定に係る書面に押印された印鑑についての印鑑証明書（登記規則第3条，商登規第61条第4項）

ウ 登録免許税

登録免許税は課されない（税改法附則第27条第2項第2号）。

(3) 特例民法法人についてする解散の登記

ア 登記すべき事項

登記すべき事項は，解散の旨並びにその事由及び年月日であり，この登記をしたときは，その登記記録を閉鎖しなければならないとされた（法人法第308条第2項，整備省令第12条第4項，第3項）。

イ 添付書面

添付書面を要しない（整備法第159条第2項）。

ウ 登録免許税

登録免許税は課されない（税改法附則第27条第2項第2号）。

3 認定の取消し

行政庁は，1の認定を受けた特例民法法人が，登記をすべき旨の催告をしたにもかかわらず登記をしないときは，その認定を取り消さなければならないとされた（整備法第109条第1項）。

移行期間の満了後に当該取消処分のお知らせを受けた特例民法法人は，当該通知を受けた日に解散したものとみなすとされ，旧主務官庁は，遅滞なく，解散の登記を囑託しなければならないとされた（整備法第109条第4項，第5項）。

第4 通常的一般社団法人又は一般財団法人への移行

1 移行の手続

特例民法法人は，移行期間内に，行政庁の認可を受け，それぞれ通常的一般社団法人又は一般財団法人となることができるとされた（整備法第45条）。

この認可を受けるために必要な名称の変更その他の定款の変更については，旧主務官庁の認可を要しないとされた（整備法第118条，第102条）。

2 移行の登記の手続

(1) 登記期間等

第3の2の(1)と同様である（整備法第121条第1項，第106条第1項，第159条第1項，第3項）。

(2) 名称変更後の一般社団法人又は一般財団法人について設立の登記

ア 登記すべき事項

第3の2の(2)のアと同様である。

なお、名称変更後の一般社団法人について、定款の定めにより監事を置くこととした場合には職権又は申請により、会計監査人を置くこととした場合には職権により、それぞれその就任年月日を登記することとなる。

また、名称変更後の一般財団法人について、定款の定めにより会計監査人を置くこととした場合には、職権により、その就任年月日を登記することとなる。評議員についても同様である。

イ 添付書面

第3の2の(2)のイと同様である。

ただし、特例社団法人が理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人となる場合にあっては、理事が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない（登記規則第3条、商登規第61条第2項）。

ウ 登録免許税

登録免許税は課されない（税改法附則第27条第2項第2号）。

(3) 特例民法法人についてする解散の登記

第3の2の(3)と同様である。

3 認可の取消し

行政庁は、1の認可を受けた特例民法法人が、不正の手段により認可を受けたとき又は登記をすべき旨の催告をしたにもかかわらず登記をしないときは、その認可を取り消さなければならないとされた（整備法第131条第1項、第2項、第109条第1項）。

移行期間の満了の日後に当該取消処分のお知らせを受けた特例民法法人は、当該通知を受けた日に解散したものとみなすとされ、旧主務官庁は、遅滞なく、解散の登記を囑託しなければならないとされた（整備法第131条第4項、第5項、第109条第5項）。

なお、移行期間の満了前に当該取消処分のお知らせがされた場合において、既に2の移行の登記がされているときは、移行後の一般社団法人又は一般財団法人の解散の登記及び特例民法法人の回復の登記は、当事者の申請により行われる（法人法第303条、第312条第4項参照）。

第5 移行期間の満了による解散

移行期間内に、整備法第44条の認定又は同法第45条の認可を受けなかった特例民法法人は、移行期間の満了の日解散したものとみなすとされた。ただし、これらに係る申請があった場合において、移行期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、この限りでない（整備法第46条第1項）。

移行期間の満了後に整備法第44条の認定又は同法第45条の認可をしない処分
の通知を受けた特例民法法人は、当該通知を受けた日に解散したものとみなすとされた
(整備法第110条第1項、第121条第2項)。

これらの場合には、旧主務官庁は、遅滞なく、当該特例民法法人の解散の登記を囑
託しなければならないとされた(整備法第46条第2項、第110条第2項、第12
1条第2項)。

(公認会計士・会計監査人用)

公認会計士登録証明事務取扱要領第4号

公認会計士の会計監査人資格証明願

日本公認会計士協会 御中

申請者
(住所)
(氏名)
(登録番号)

私は、

- 1 日本公認会計士協会に備える 公認会計士 名簿に登録された 公認会計士
外国公認会計士 であること。

につき証明願います。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 氏名

㊞

上記のとおり相違ないことを証明する。

公証 第 号
平成 年 月 日

日本公認会計士協会
専務理事

協会印

不要なものは削除すること